

景観計画・まちづくりの質向上アイデア集

<目次>

1. はじめに	1
2. 景観まちづくりの質向上のアイデア	3
<空間の質を高める>	
<行政施策と連携する>	
<ICTを活用する>	
3. 個別の景観課題に対応する	20
(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点	
(2) 空家、空店舗にかかる景観誘導の方法や工夫点	
(3) 耕作放棄地にかかる景観誘導の方法や工夫点	
(4) 屋外広告物の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点	
4. アンケート結果の報告	29
4-1. 景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）	29
(1) 景観整備機構や景観重要公共施設の制度活用状況	
(2) 景観施策に限らないまちづくり施策との連携事例やICTの活用事例	
(3) 景観計画の改定時の取組事例	
4-2. 景観計画策定・運用に関するアンケート調査（平成30年度）	48
(1) 景観計画の策定・運用時の取組事例	
(2) 景観まちづくりの進捗や効果の測り方	

令和4年3月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

1. はじめに

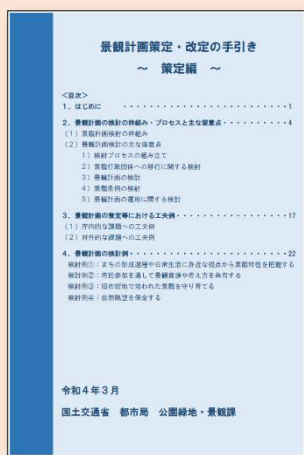
<「景観まちづくり」は、今後ますます重要になります>

- ・平成 16（2004）年に景観法が制定されてから 15 年以上が経過しました。現在、景観行政団体は 787 団体、景観計画は 630 団体（ともに令和 3 年 3 月時点）と着実に増加するなど、景観行政が地域に根付いてきています。
- ・実際に、景観計画に基づく規制と誘導により、地域の特色を活かした良好な景観の保全・創出を実現しつつあり、地方創生や観光振興につながっている事例もあります。しかしその一方で、景観法制度を活用した先進的な取組を進める自治体も多いものの、画一的な計画に留まり、地域の個性を十分に反映できていない地方公共団体もみられます。
- ・また、人口減少が加速するなど社会情勢が変化するとともに、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、「新しい生活様式」の実現に向けた取組が進むなど、景観行政をとりまく環境も大きく変化しています。
- ・近年、人口減少社会において都市のあり方が変化しており、テレワークの進展とともに都市圏から地方への移住ニーズも高まっており、今後、地方回帰の流れが進むことも考えられます。
- ・こうした社会状況の変化の中で、暮らしたい・暮らし続けたい・訪れたい都市を目指すためには、地域の魅力化・個性化が不可欠です。地域の特徴ある景観や、地域を物語る景色や風景を守り・創り・育む「景観まちづくり」は、今後ますます重要になってきています。

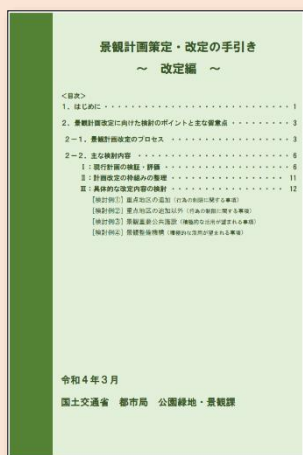
<「景観計画策定・改定の手引き」「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」の作成>

- ・景観行政が地域に根付いてきている中で、さらに一步踏み込んだ取組を進めて頂くため、この度「景観計画策定・改定の手引き（策定編・改定編）」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を作成しました。
- ・本書は、「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」になります。「景観計画策定・改定の手引き（策定編・改定編）」とあわせてご活用いただきながら、景観まちづくりの質を高めて、さらに魅力的な都市やまちを目指しませんか。

景観計画策定・改定の手引き



景観計画策定・改定の手引き
策定編



景観計画策定・改定の手引き
改定編



景観計画・まちづくりの
質向上アイデア集

※上記冊子は、平成 31（2019）年 3 月に公表した「景観計画策定の手引き」「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」の内容をもとに、令和 3（2021）年度に実施した調査等により得られた情報を盛り込み作成しています。

<「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」の目的と構成>

- ・本書は、景観まちづくりに取り組んでいる地方公共団体が、取組をステップアップする際の参考となるよう、その考え方や事例をまとめたもので以下の3つの項目で構成しています。

①景観まちづくり質向上のアイデア

- ・景観法や景観計画の枠にとどまらず、景観まちづくりの質向上のために参考となりそうなアイデアや事例をいくつかのテーマに分けて紹介

②個別の景観課題に対応する

- ・景観政策・まちづくりを推進する上での個別の景観課題についての取組内容について、アンケート調査で把握した結果を整理しています。

③アンケート結果の報告

- ・景観計画・景観まちづくりに関する2つのアンケート結果を報告するものです。
 - *景観まちづくりの質向上に関するアンケート結果（令和3（2021）年度）
 - *景観計画策定・運用に関するアンケート調査（平成30（2018）年度）

【参考】景観まちづくりに関する情報提供

- ・国土交通省では、「景観まちづくり」（<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html>）のサイトでさまざまな情報提供を行っており、随時更新しています。本書とあわせて参考にしてください。

○景観法アドバイザーブック

- ・景観計画の策定や制度の更なる活用について検討する際の参考となるようにとりまとめたもの。景観法が制定された背景、景観行政へ取り組む意義、景観へ取り組む事による波及効果、景観計画の策定にあたっての基本的な事項などを、事例とともに紹介し、それぞれの地域課題に対応するための行政内部での検討に加え、住民や事業者との情報共有にも活用されることを想定し、必要な情報を取捨選択できるように構成。

(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000011.html)

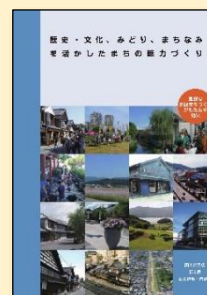
景観法アドバイザーブック

景観法活用のためのお役立ち情報集

○良好な景観まちづくりがもたらす効果に関するパンフレット

- ・魅力ある景観の推進について、地方公共団体や地域住民等が取り組むための動機づけや目的意識につながるよう、平成28（2016）年3月に、景観まちづくりの取組及び取組を進めることにより得られる波及効果を紹介。

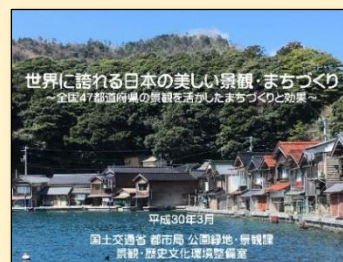
(http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000041.html)



○世界に誇れる日本の美しい景観・街づくりに関する事例集

- ・全国47都道府県における美しい景観とそれを支える人々の取組、さらにはその取組によってもたらされたまちの賑わいや観光客の増加等の効果を平成30（2018）年3月にとりまとめたもの。

(<http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/keikanjireisyu2018.html>)



2. 景観まちづくりの質向上のアイデア

景観まちづくりは、さまざまな主体がさまざまな視点で取り組むことができます。ここでは景観法や景観計画の枠にとどまらず、景観まちづくりの質向上のために参考になる取組のアイデアや事例をいくつかのテーマに分けて紹介します。

<空間の質を高める>

公共空間や夜間景観、自然景観など、それぞれの地域が持っている資源に着目し、それらの魅力を引き出すための工夫を凝らすことで、さらに質の高い景観や空間づくりに取り組む事例。

- 絵になる川辺の空間づくりで温泉街の魅力をアップ
- まちのシンボルとなるメインストリートを魅力的な空間に再整備
- アクセス路沿道の広告物を誘導し、観光地一帯の質を高める
- 屋外広告物を活用して景観に配慮した質の高い公共施設を整備
- 通りのテーマにマッチした照明技術で、夜間景観を刷新
- 自然景観をライトアップで環境学習の場に
- 景観の「地」となる自然を整える

<行政施策と連携する>

SDGsや災害対応、観光など、近年の都市づくりの主要課題に対して、景観まちづくりの側面からも取り組むことで、双方の効果を発揮しようとする事例。

- 立地適正化計画に施策ツールとして景観の取組を掲載
- 災害をきっかけに、空間や景観の質を高める
- 地域の景観を大切にし、SDGsの達成に寄与
- 写真映えする景観スポットで、つい行ってみたくなる場所に

<ICTを活用する>

ICT（情報通信技術）に代表されるように、日進月歩で進化する新しい技術を上手に活用して、景観まちづくりに取り組む事例。

- 景観まちづくりの情報をGISで公開
- 動画配信により、多世代に向けて景観まちづくりの取組を周知
- 街路景観に調和したICTを実装して、まちをさらに便利に
- 写真アーカイブを活用して景観の移り変わりを蓄積
- QRコードを活用して手軽かつ効果的に情報提供

絵になる川辺の空間づくりで温泉街の魅力をアップ

長門湯本温泉（山口県長門市）では、温泉街の中心を流れる音信川や川沿いの道路など川辺の空間を積極的に活用し、社会実験などを繰り返しながら「絵になる風景」を創り出すことで、温泉街全体の魅力づくりに取り組んでいます。

治水や利水、自然環境など、河川に求められる基本的な機能を大切にしながらも、河川の特徴を活かして意欲的に河川の景観づくりを実践している事例として紹介します。

川沿いに「絵になる風景」をつくる（山口県長門市）

○長門湯本温泉は、中心部に透明度の高い音信川（おとずれがわ）が流れ、周囲を山に囲まれた身近な自然環境に恵まれた温泉街です。川には性格の異なる複数の橋が架かり、川沿いには遊歩道や桜並木があるなど、魅力的な景観資源が点在しています。長門湯本温泉では、そうした資源に着目して、各所に魅力的な「絵になる風景」をつくり、そぞろ歩きが楽しめる温泉街を演出しています。

○河川空間内には、「川床」や「置き座」、歩いて渡れる「飛び石」等を整備しています。その風景に惹かれて、多くの人が訪れています。

○「川床」「置き座」の設置にあたっては、長門市及び河川管理者の山口県と協議を重ねながら、社会実験によって安全性や活用プログラムの検証が行われることで常設を実現しています。

○また、河川内と河川に面する広場を一体的なデザインとなるように調整しながら、統一感のある質の高い空間を実現しています。



長門湯本温泉の中心を流れる音信川



飛び石のある歩いて渡れる川の風景



川床でお茶を楽しむ風景



川と川沿いの広場（雁木広場）が一体となった空間整備

＜空間の質を高める＞

まちのシンボルとなるメインストリートを魅力的な空間に再整備

姫路駅と姫路城をつなぐ姫路市の大手前通りでは、歩いて楽しい空間への再整備や歩行空間活用に向けた社会実験、ビスタ景観づくり、屋外広告物の誘導、沿道建築物等の高さ規制による実効性確保など、通りの特徴を最大限に活かしながら魅力向上に取り組んでいます。

まちのメインストリートは、多くの人が通行・滞留に利用する場所であり賑わいや快適さも求められます。そのようなまちの顔になる場所で景観施策を活用しながら取り組む事例として紹介します。

大手前通りでの取組（兵庫県姫路市）

○大手前通りでは、「歩いて楽しい、大好きなお城への道～ひとが集い「まち」とつながる大手前通り～」をコンセプトに、再整備されました（令和2年3月完了）。モニュメントやベンチ、花壇が一体となった休息空間や、ウッドデッキなどの活用スペースを備えた、憩いと賑わいの空間が整備され、美しく歩いて楽しい道になっています。



大手前通りは再整備により、歩行者空間にゆとりと表情ができ、歩いて楽しい道へ



沿道事業者と市民団体が連携して管理する歩道内の市民花壇

○再整備後の歩道を活用する社会実験「ミチミチ」が実施され、幾つものアイデアが形になり、賑わいのある空間づくりの取組が進められています。

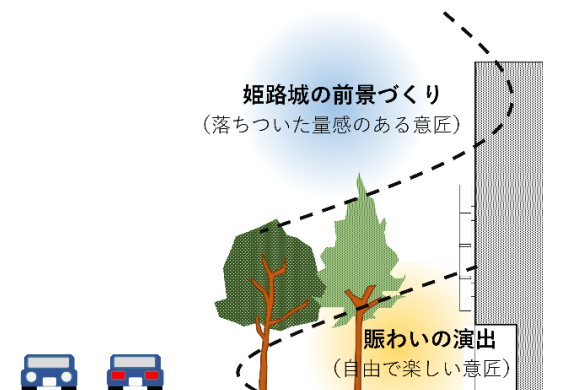


公共空間の活用に向けた「ミチミチ」の取組

○姫路駅北駅前広場の再整備（平成27年3月完了）に伴い整備された「キャッスルビュー」を視点場として、視対象である姫路城に向けての「ビスタ景観」を整えるとともに歩行空間の魅力向上を図るために、屋外広告物のルールは中高層部の広告物を低層部に誘導するよう見直し、また、建築物の高さ制限を景観計画から高度地区に移行し対象区域を拡大することで実効性を高める取組をしています。



令和3年6月
キャッスルビューから姫路城へのビスタ景観



姫路城への眺望景観の保全・低層部の賑わいの創出

＜空間の質を高める＞

アクセス路沿道の広告物を誘導し、観光地一帯の魅力を高める

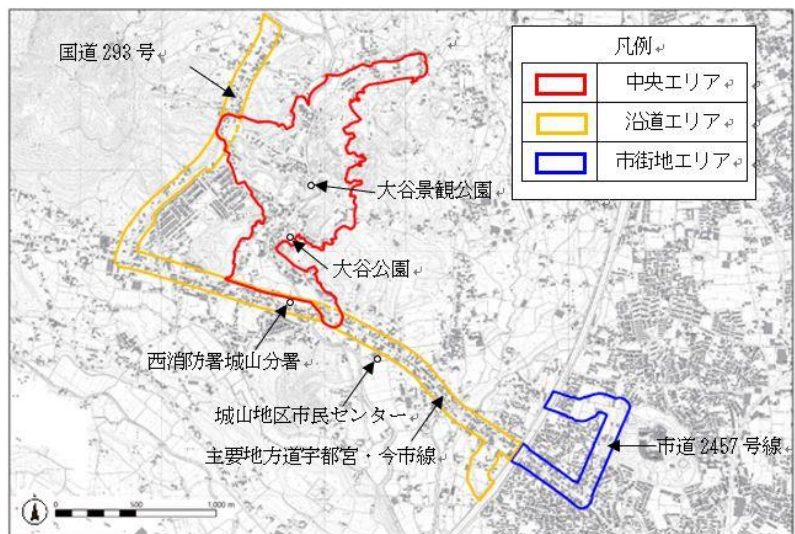
宇都宮市では、市の主要な観光拠点で景観計画の重点地区でもある「大谷地区」へのアクセス道路の沿道を屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定し、沿道に掲出する屋外広告物の高さや大きさ、色彩や配置等を誘導しています。

地域の顔となる場所に加えて周辺の景観も整えることで、観光拠点として地域一帯の魅力を高めている事例として紹介します。

重点地区（大谷地区）へのアクセス路での屋外広告物の誘導（栃木県宇都宮市）

○大谷地区は、大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的な景観を有しており、観光・産業が活性化している地域です。

○市では、「中央エリア」を景観計画に基づく「景観形成重点地区」等に指定し、アクセス路となる「沿道エリア」（国道 293 号や主要地方道宇都宮・今市線沿道）、および「市街地エリア」（市道 2457 線沿道など）を屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定し、沿道からの眺望に配慮した屋外広告物の設置を誘導しています。



沿道エリア（広告物景観形成地区）

景観形成の基本方針

- ・街道から多気山や古賀志山への眺めに配慮した屋外広告物の規制・誘導により眺望を保全する。
- ・まちなみに配慮した屋外広告物の規制・誘導により眺望を保全する。

宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請対象行為

- ・敷地内の表示面積の合計が 5 m²を超える屋外広告物の設置・表示。

主な景観形成基準

- 【色彩】・屋外広告物の地色について、高彩度の色彩は使用しない。
- 【素材】・表示面の素材は、大谷石や木材などの使用に努める。
- 【配置】・1つの建物や敷地に設置する広告物は極力少なくする。 等



＜空間の質を高める＞

屋外広告物を活用して景観に配慮した質の高い公共施設を整備

道路や駅前広場、ペDESTリアンデッキなどの公共空間にバス停や案内板などの公共施設を整備する際、その設置や維持管理費用に、屋外広告物の広告料収入を充てながら、景観に配慮した質の高い公共空間を整備しようとする取組が広がってきています。

地方公共団体の財政状況が厳しくなるなか、多くの人の目に触れる公共空間の質の高い整備や適切な維持管理は課題のひとつです。その解決策と景観づくりを兼ねた事例として紹介します。

広告料収入を活用したバス停の上屋整備

○広告事業者が、バス停の上屋に整備した広告板から得られる広告料収入を原資として、景観に配慮したバス停の上屋の製造及び設置をするとともに、その後の清掃やメンテナンスなどの維持管理を行っています。

○地方公共団体の公営交通局や民間のバス事業者と広告事業者が連携することで質の高い魅力的な公共施設づくりを実現しています。



景観に配慮された広告付きのバス停の上屋（東京都青山）

デジタルサイネージを利用した広告付きの案内板

○歩道やペDESTリアンデッキ、駅前広場などに設置されるデジタルサイネージ付きの案内図版や公共掲示板に、民間の広告を表示し、その広告料収入で周囲の景観に調和した施設の設置や管理費用に充てています。



名古屋市栄ナミ地区では、景観にも配慮した民間広告付きのタッチパネル式デジタルサイネージを設置。広告料収入を設置・管理費用に充当しています。



船橋市では、船橋駅前の歩道橋に周囲の景観に調和したデジタルサイネージを設置。市の観光・行政情報等の発信を行うとともに、民間事業者が広告事業を行いながら、デジタルサイネージの保守を担っています。

通りのテーマにマッチした照明技術で、夜間景観を刷新

鳥取県境港市の「水木しげるロード」では、通りのリニューアルにあわせて、通りのテーマにマッチした創造性豊かな照明技術を活用して夜間景観を刷新し、日中だけではなく夜も楽しめる観光スポットを創り出しています。

夜間景観の向上は、安全安心の向上はもちろんのこと、多くの人を惹きつけまちのアイデンティティにもなり得ます。ここでは夜間景観を活かして観光地の活性化を目指す事例として紹介します。

水木しげるロード（鳥取県境港市）

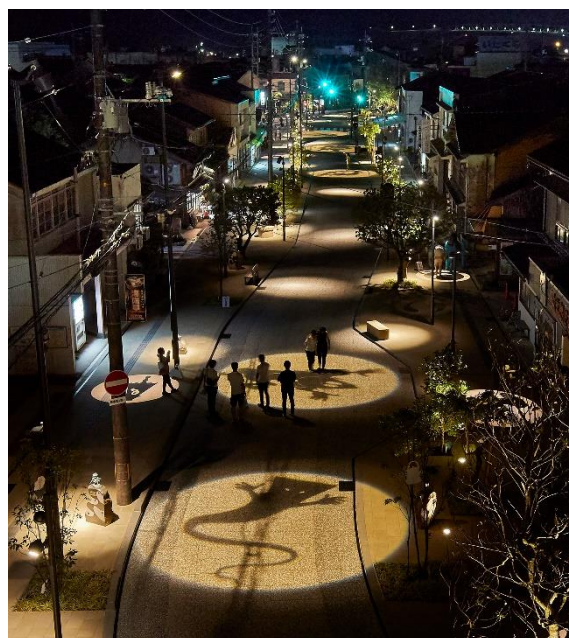
○「水木しげるロード」は、JR 境港駅前から「水木しげる記念館」までの約 800mの通りです。境港市出身の水木しげる氏の代表作である漫画「ゲゲゲの鬼太郎」などに登場する妖怪のブロンズ像が歩道内に設置され、境港市の主要な観光スポットとなっています。

○2018（平成 30）年に街なみ環境整備事業によりリニューアルされ、一方通行の実施や歩道の拡幅などとともに、新たな夜間照明が導入されました。

○夜になると、路上に妖怪たちの影絵が投射されたり、妖怪ブロンズ像がライトアップされるなど、夜にしか見られない妖怪たちが現れ、その妖怪たちを目当てに、夜間にも多くの観光客が訪れています。

○これらの照明は、プログラミングによって制御され、季節に合わせた照明の調整が行われるなど、環境への配慮も実現しています。

妖怪鬼太郎の
ブロンズ像のライトアップ



暗くなると路上に妖怪たちの影絵が投射され、夜にしか見られない妖怪たちが現れます



毎晩日没から午後 10 時まで、水木しげるロード全線に妖怪たちの影絵の照明が照射。夜間にも多くの人が訪れます。

©水木プロダクション

自然景観をライトアップで環境学習の場に

阿寒摩周国立公園では、自然の夜の姿に注目。ライトアップの手法を効果的に使うことで、貴重な夜の自然景観が体験できる環境学習の場を創出し、新たな価値創出に貢献しています。

雄大な自然は地域の魅力を代表する大切な景観資源です。その豊かな自然環境を守る観点から、なるべく手を加えずに保全することも望まれます。ここでは十分に環境保全に気を配りながらも、視点を変えて着目することで、自然景観の新たな魅力を引き出している事例として紹介します。

川湯の森ナイトミュージアム（北海道弟子屈町・阿寒摩周国立公園）

○阿寒摩周国立公園では、国立公園満喫プロジェクトの取組として、夜間における国立公園の適切な利用方法や、地域活性化への貢献の可能性を検討することを目的とし、最小限の照明を用いて硫黄山や川湯温泉の森の特色を演出する「川湯の森ナイトミュージアム」を社会実験として実施しました。

○国立公園の自然環境を保全しながら、活火山の硫黄山のライトアップや温泉近くの森をライトアップとAR（拡張現実）の技術を駆使することで夜間景観を活かした環境学習の場を創出しています。



川湯の森ナイトミュージアム『図鑑の森』
森の木々が、いきいきとしたそのままの姿で光に照らされて、立体図鑑に変身。



普段見ることのできない「夜の硫黄山」。特別な光の演出で、噴気孔から立ちのぼる煙と大地の創り出す絶景を楽しめます。



手掘りの彫刻の鳥たちや、仮想現実の動物、輝く紅葉が夜の森の中に浮かび上がります。

景観の「地」となる自然を整える

景観は「図（建築物等の対象）」と「地（対象の背景）」で構成されており、景観計画で直接誘導することが容易でない山や田畑等の自然も景観の「地」として重要なものとなります。

これら景観の「地」を整える手法として、①整備する、②適切に維持管理する、③土地利用を誘導する、④価値を共有する、があげられます。地域の景観特性や関わる関係者の状況等に即して、景観の質向上に取り組む事例を紹介します。

①「地」を整備する

静岡県御殿場市

○富士山を望む田園風景の保全のため、小規模不整形だった水田を集約し、富士山に向かって雛壇状には場整備を実施しました。整備により農作業の機械化が推進され、耕作放棄地が解消されると同時に良好な景観が形成され「富士山と雛壇状の水田風景」として第3回静岡県景観賞を受賞しています。



（提供：御殿場市）

②「地」を適切に維持管理する

岐阜県飛騨市

○宮川町種蔵地区は、環境省「全国かおり風景100選」、農林水産省「つなぐ棚田遺産」に選定されています。地域では、「種蔵を守り育む会」を結成し、棚田周辺の草刈や石積の修繕など、景観の保全を行っています。また、「飛騨市ふるさと種蔵村」を開設し、保全活動に関わりたい外部人材の裾野を広げています。

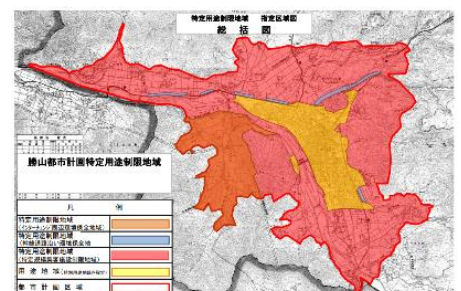


（提供：飛騨市）

③「地」の土地利用を誘導する

福井県勝山市

○美しい眺望景観を後世に残すため、田園空間とたおやかな山並みが一体的に眺望できる幹線道路沿いの地区を「特定用途制限地域」に指定し、建築物の用途や高さに対して土地利用の制限を行っています。

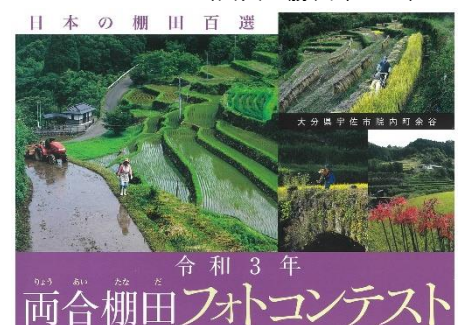


（出典：勝山市HP）

④「地」の価値や魅力を共有する

大分県宇佐市

○景観計画で景観形成促進地区に指定している両合地区では、「両合棚田再生協議会」が発足し、棚田の再生活動や田植え・稲刈り体験、フォトコンテストなど、様々な交流事業を実施し、景観保全だけでなく、地域振興にもつなげ、地域の特徴的な景観づくりに取り組んでいます。



（提供：宇佐市）

<行政施策と連携する>

立地適正化計画に施策ツールとして景観の取組を掲載

埼玉県秩父市では、立地適正化計画の誘導施策に、景観形成重点地区や景観計画について記載することで、立地適正化計画の推進とあわせて景観計画の実現を目指す取組をしています。

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導によりコンパクトシティを目指す制度ですが、誘導施策のひとつとして、景観まちづくりの施策も積極的に活用し、まちなかの魅力向上と連携している事例として紹介します。

立地適正化計画の誘導施策に景観の取組を記載（埼玉県秩父市）

○秩父市では、平成19（2007）年8月に「秩父市まちづくり景観計画」を策定し、観光客をおもてなしするまちづくりを推進するという観点から、まちなかの景観誘導を進めています。

○令和3（2021）年4月に策定した立地適正化計画では、「誘導施策」のなかで、「歴史・文化を感じる街並みの形成」「観光資源への案内性の向上」「景観資源を生かした地域の魅力向上」など、景観まちづくりに関連する内容が示されています。その関連計画や関連制度として、「秩父市まちづくり景観計画」や「景観形成重点地区」が位置づけられています。

■ 景観の記載がある施策・誘導方針と誘導施策

施策・誘導方針4	旧市街地で魅力ある街並みづくりを進める (都市機能誘導区域)
誘導施策	施策内容
●安心かつ歩いて楽しめるまちの創出	■無電柱化やバリアフリー化など、安全で人優先の道路空間の形成により、安全で歩いて楽しめるにぎわい空間の創出に取り組みます。 ■駐車場・駐輪場の計画的配置や整備に取り組みます。 ■自動車流入抑制などの規制的手法を検討します。
	関連事業 ・ まちなかウォークアブル推進事業 関連制度 ・ 駐車場配置適正化区域など
●歴史・文化を感じる街並みの形成	■中心市街地周辺の歴史的建造物の保全に取り組みます。 ■地域住民と協力し、建築物の意匠形態や案内板、道路付属物のデザイン化などにより通りの歴史性を尊重した沿道景観を誘導します。 ■都市計画道路中央通り線において道路と一体とした魅力的な街並みの形成に取り組みます。
	関連計画 ・ 秩父市文化財保存活用地域計画 ・ 秩父市まちづくり景観計画 ・ 歴史的風致維持向上計画 関連制度 ・ 景観形成重点地区 関連事業 ・ 古民家等観光資源化事業
●観光資源への案内性の向上	■まちなかの景観向上、観光資源への案内性の向上により、「歩きたくない」ウォークアブルなまちづくりを支援します。
	関連計画 ・ 秩父市まちづくり景観計画 関連事業 ・
●観光施設の改修	■ちちぶ銘仙館の改修検討など、観光資源としての秩父銘仙の知名度アップに取り組みます。
	関連事業 ・
●空き店舗の解消	■秩父神社の門前通りである番場通りなどにおいて、にぎわいの創出に向けた空き店舗の解消に重点的に取り組みます。
	関連制度 ・ 空き店舗対策事業補助金（秩父市）



施策・誘導方針5	歴史・文化資源や自然資源の周辺で 散策ルートなどを整備する
誘導施策	施策内容
●景観資源を生かした地域の魅力向上	■地域固有の景観資源を魅力向上に繋げるため、特性に応じた建築物の意匠・形態・規模、高さや屋外広告物の誘導に取り組みます。
	関連計画 ・ 文化財保存活用地域計画（秩父市） ・ 秩父市まちづくり景観計画
●歴史・文化・自然景観の保全	■聖神社・和銅遺跡、三峯神社、中津峠、秩父往還・賛川宿、吉田元氣村周辺や道の駅周辺など地域にふさわしい景観の保全を通して、散策を楽しめる環境づくりに取り組みます。
	関連制度 ・ 景観形成重点地区
●眺望景観の保全	■周囲の山並みやランドマークの眺望、荒川をはじめとする河川景観、市街地を見下ろす景観など、地域固有の眺望景観を守るため、眺望点からの眺望を損ねる建築物の高さや規模、形態・意匠、色彩などの誘導について検討します。
	関連制度 ・ 都市計画法、景観法
●交流拠点における機能の充実と資源の集約化	■道の駅など各交流拠点の魅力向上と観光資源の集約化を進め、交流拠点の周辺を歩いて楽しめる環境づくりに取り組みます。
	関連事業 ・ 道の駅 ・ 小さな拠点制度

（出典：「秩父市立地適正化計画」より抜粋）



周囲の山並みや市街地見下ろす眺望景観

（出典：秩父市景観計画）

災害をきっかけに、空間や景観の質を高める

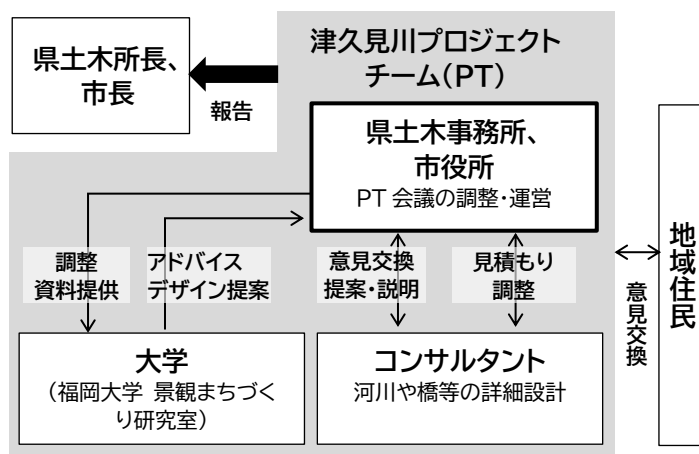
台風による河川の氾濫で甚大な被害を受けた大分県津久見市の津久見川では、災害の再発防止を目的とする事業をきっかけに、安全性向上だけでなく、河川周辺の景観や空間の魅力を高め、地域の価値向上も図っています。

災害からの復旧・復興は、取組次第で地域住民の暮らしや地域の価値を大きく左右します。災害復旧時において、景観まちづくりの視点を大切にしながら復興に取り組む事例として紹介します。

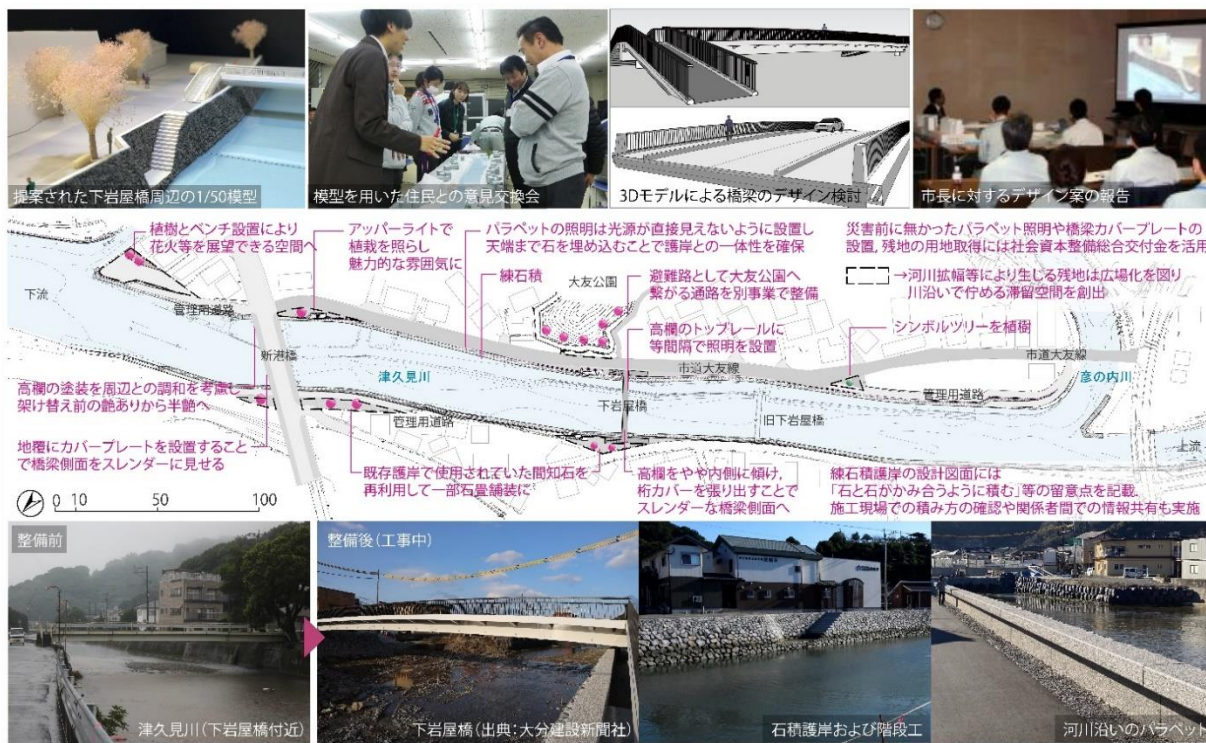
河川激甚災害対策特別緊急事業と景観まちづくりの連携（大分県津久見川）

○平成 29（2017）年の台風第 18 号の豪雨により、津久見川（大分県津久見市）が氾濫し河川周辺に甚大な被害が発生しました。そのため、災害の再発防止を目的として、河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）が進められています。

○激特事業を進めるにあたり、県・市、大学、コンサルタントによる津久見川プロジェクトチームを発足させ、地域の声をききながら、まちづくりの観点から河川や橋のデザインを検討しました。



○県の激特事業による河川改修に併せて、市が社会資本整備総合交付金を活用し、景観向上につながる快適で魅力あふれる空間や周辺環境の整備実現を図っています。



（図版出典：福岡大学工学部景観まちづくり研究室）

（参考資料：池田隆太郎・柴田久『激特事業における景観配慮の実現方策に関する研究-大分県津久見川の事業プロセスを事例として-』（2021年12月、土木学会景観デザイン研究発表会）

<行政施策と連携する>

地域の景観を大切にし、SDGs の達成に寄与

宮城県大崎市では、令和3（2021）年3月に「大崎市景観計画」を策定しました。その計画の目標や方針には、関連する SDGs マークを掲載しており、景観計画の実現が SDGs の達成につながることを明示的に示しています。

近年 SDGs の達成は地方公共団体の大きな行政目標になっていますが、地域の気候風土や歴史文化を尊重した景観まちづくりの推進が SDGs の達成にも寄与することを示した事例として紹介します。

景観計画の目標・方針に SDGs マークを掲載（宮城県大崎市）

- 大崎市では、世界農業遺産に認定された「持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システム」をはじめとして、屋敷林（居久根）や水田・水路が織りなす美しい田園景観（ランドスケープ）が形成されています。また、宿場町や城下町などの歴史景観や市街地景観など、多様な景観要素が見られることから、地域の特性を活かした景観づくりを進めています。
- 令和3（2021）年3月に策定した大崎市景観計画では、景観づくりの基本理念として「大崎耕土に育まれた耕農の都（くに）を学び体感できる景観づくり」としています。「景観づくりの目標」では、4つの目標の全てにおいて、各目標に関連する SDGs マークを掲載しています。
- 景観計画で示す景観づくりの目標は、SDGs の理念と共通する点があり、計画に基づき良好な景観の形成を推進することで SDGs の達成に資するため、景観づくりの目標を SDGs の5つの開発目標に関連づけて取り組む、ということが計画にも記載されています。

■「大崎耕土」が生み出す景観



■「景観づくりの目標」と「関連する SDGs の目標」

目標	SDGs マーク
目標1 自然・都市・文化など、地域の多様な魅力あふれる景観づくり	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
目標2 大崎耕土から生まれた文化・歴史を受け継ぐ景観づくり	11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも 守ろう
目標3 大崎らしさを特徴づける景観づくり	11 住み続けられるまちづくりを
目標4 未来の子どもたちに誇れる環境、景観づくり	4 質の高い教育を みんなに 17 パートナシップで 目標を達成しよう

■景観計画の中で SDGs との関連を説明

【参考】 持続可能な開発目標（SDGs）と景観計画

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国際連合で採択されました。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動などさまざまな課題を2030年までに解決するために、17の目標を設定しています。

本計画で示す景観づくりの目標は、SDGs の理念と共通する点があります。本計画に基づき、良好な景観の形成を推進することで、SDGs の達成に資するため、景観づくりの目標を、SDGs の17の目標に関連づけて取り組みます。

<本計画に関連する SDGs の目標>



（出典：大崎市景観計画）

＜行政施策と連携する＞

写真映える景観スポットで、つい行ってみたくなる場所に

「観光」は、どの都市においても重要な施策のひとつです。インターネットやSNSでは、旅先の写真があふれているように、写真映える場所は、旅の動機づけに効果的な「つい行ってみたくなる場所」になります。

観光と景観に関する取組は全国各地でさまざまみられますが、ここでは地域の魅力的な景観を探し出したり、気分が高まる景観スポットを整えて情報発信している事例を紹介します。

魅力的な景観をバックにSNS映えるモニュメント（北海道釧路市）

○日没の早い釧路市では、日没以降の都市景観の魅力向上と観光客の増加を目指して、釧路市を代表する橋やリバーサイドで夜間のライトアップを実施、SNS映えもする文字モニュメントを設置しています。



釧路の夜景を背景にライトアップされたモニュメント

やまがた景観物語（山形県）

○山形県では、「やまがた景観物語」としてインターネット上に特設サイトを設置し、山形県内の魅力的な景観を「おすすめのビューポイント 60」として情報発信。

○SNSを活用したフォト・ムービーコンテストを開催しているほか、公式動画チャンネルで動画も公開しています。

○「歴史や物語も秘められた景観を体感したあとは周辺の観光もお楽しみください」として、特設サイトでポイントごとイベントや周辺の観光スポットを掲載するなど、景観と観光の連携した取組になっています。

（特設サイト <http://yamagata-keikanmonogatari.com/>）

■「やまがた景観物語」特設サイト



■おすすめビュースポットに設置されている標識



おすすめビュースポットにはQRコードが掲載された標識が設置。携帯端末を使ってビュースポットに関する説明を見ることができます



特設サイトでは、おすすめビュースポットの動画が公開されています

<ICTを活用する>

景観まちづくりの情報をGISで公開

東京都新宿区では区のホームページ上に「新宿区みんなのGIS」というサイトを設けています。同サイトでは、建築物を建築する際に必要となる用途地域や容積率等の都市計画情報と一緒に景観まちづくり情報を提供しており、どこからでもパソコンで測地的な情報が確認できるようになっています。

GISを活用した景観まちづくり情報の公開（東京都新宿区）

- 「新宿区みんなのGIS」では、「都市環境情報」をはじめとして「区立公園情報」「街区基準点」「道路台帳地図」などが提供されており、その中のひとつに「景観まちづくり情報」があります。
- 景観まちづくり情報では、新宿区景観まちづくり計画における区分地区や新宿区景観形成ガイドラインにおけるエリア区分等の情報を提供しています。画面上の地図をクリックするだけで、その場所の景観に関する情報を瞬時に確認することができます。

■公開されている景観まちづくり情報例



景観まちづくり情報

景観まちづくり計画

【区分地区】

- 地域の景観特性に基づく区分地区
- 一般地域

景観形成ガイドライン

◇エリア別ガイドライン【エリア区分】

- エリア区分

◇屋外広告物に関する景観形成ガイドライン

- 地域別ガイドラインの適用範囲

◇新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン【景観誘導区域】

- 聖徳記念絵画館A区域+新宿御苑
- 聖徳記念絵画館B区域+新宿御苑
- 聖徳記念絵画館C区域+新宿御苑
- 聖徳記念絵画館C区域
- 新宿御苑
- 眺望地点



凡例（景観まちづくり情報）	
景観まちづくり計画	景観形成ガイドライン
【区分地区】	◇エリア別ガイドライン【エリア区分】
地域の景観特性に基づく区分地区	□エリア区分
一般地域	◇屋外広告物に関する景観形成ガイドライン【地域別ガイドライン】
	地域別ガイドラインの適用範囲
	◇新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン【景観誘導区域】
	聖徳記念絵画館A区域+新宿御苑
	聖徳記念絵画館B区域+新宿御苑
	聖徳記念絵画館C区域+新宿御苑
	聖徳記念絵画館C区域
	新宿御苑
	眺望地点

新宿区景観まちづくり計画 区分地区	
区分地区名	新宿御苑みどり 眺望安全地区
対象範囲	新宿区内藤町、大塚町各区内、新宿一～四丁目各区内
届出対象規模	建築物の建築等 建築物の高さ>10m又は延べ面積300㎡ 工作物の建設等 工作物の高さ>10m 開発行為 開発区域の面積>1,000㎡
届出対象工作物	〇煙突、塔、鐘楼、記念塔、物見塔その他これらに類するもの（一部除外されるものがあります） 〇観音機、フーラーシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊具施設を含む） 〇製造施設、貯蔵施設、運搬施設、自動車庫（建築物であるものを除く）
新宿区景観形成ガイドライン エリア別ガイドライン	
地区名	1 四谷地区
エリア名	1-9 内藤新宿エリア
景観形成の目標	風格のある新宿通りと整った道路基盤をいかした整然としたまちなみへ
景観形成の方針1	整った風格のある新宿通りの沿道景観をつくる
景観形成の方針2	整った道路基盤による整然としたまちなみをつくる
景観形成の方針3	コーナー部分をいかした魅力的なまちかどをつくる
景観形成の方針4	なし
新宿区景観形成ガイドライン 屋外広告物に関する景観形成ガイドライン 地域別ガイドライン	
地区名	-
新宿区景観形成ガイドライン 新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン	
区域名	①聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域A区域②新宿御苑の眺望の保全に関する景観誘導区域

（出典：新宿区ホームページ『みんなのGIS』（<https://www.sonicweb-as.jp/shinjuku/>））

動画配信により、多世代に向けて景観まちづくりの取組を周知

景観に関する情報提供を行う際、紙面によるニュースの配布や市民説明会だけでは、市民に情報が届かない場合や、内容が伝わりにくい場合があります。そのため地方公共団体によっては、インターネットの動画配信を活用して、パソコンやスマホから情報が見られる環境を整え始めています。

「サイタマ景観チャンネル」(埼玉県)

- 埼玉県内各地の景観を紹介するために、県が公式アカウントを開設し、360度カメラで撮影した動画や、地域の景観まちづくり情報を公開しています。
- いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから気軽に「景観さんぽ」の体験ができ、多くの方に視聴されています。



(出典：埼玉県VR景観さんぽ(氷川参道編)：<https://youtu.be/ldxStDW0yig>)

重点地区の指定の内容説明と、街の将来イメージを動画で解説(東京都世田谷区)

- 区の公式アカウントにて、重点地区の内容の案を公開しています。
- 多くの住民に制度をご理解いただくために、指定前後のイメージ写真などを用いて、制度による効果と、街の将来イメージを動画によりわかりやすくお伝えしています。



景観配慮の効果を before→after の加工写真を用いて解説。

(出典：奥沢1～3丁目等界わい形成地区と街の将来イメージ：<https://www.youtube.com/watch?v=Dkcofz8IFsc>)



< ICTを活用する >

街路景観に調和した ICT を実装して、まちをさらに便利に

東京都では、世界最速のモバイルインターネット網の構築に向けて、「TOKYO Data Highway 基本戦略」を策定し取組を進めています。西新宿では、5Gアンテナ基地局、高速Wi-Fi及びセンサー等の様々な機能を備えた次世代都市インフラであるスマートポールの整備を、街路景観にも配慮しながら進めています。

スマートポールの整備（東京都新宿区西新宿）

○令和2（2020）年度に6者の協力事業者とともに、デザインや搭載機能の異なるスマートポール9基を先行・試行設置し、各種検証を行いました。その際の検証の視点としては、サービスの有用性ととも「デザイン性」にも観点をおき、景観との調和（色彩、躯体の大きさ、形状、意匠、等）についても、検証を行いました。

○この先行・試行設置の検証結果を踏まえ、令和3（2021）年度には、デザインの専門家のアドバイス等を踏まえ、デザインや搭載機能を統一したスマートポールを新たに20基設置し、西新宿エリアの「つながる」「見える」「伝わる」を面的に整備しました（下図参照）。

○スマートポールを活用し、5Gや高速Wi-Fiといった「電波の道」に「つながる」ことに加え、センサー等から取得される人流データから混雑状況を可視化するなど、街の「見える」化や、サイネージの視聴率を計測することで「伝わる」広報の実現に取り組んでいます。



■スマートポールの外観及び機能



サイネージ型



ポール型



<ICTを活用する>

写真アーカイブを活用して景観の移り変わりを蓄積

奈良県生駒市では、地域の古い写真を広く募集し、古い写真を参考にその場所を訪ね、古い写真と同じアングルから今の写真を撮影して今昔を比較する企画「ミライのキオク」など、市民から写真を募る企画を実施することを通じて、写真をアーカイブ化する取組を行っています。

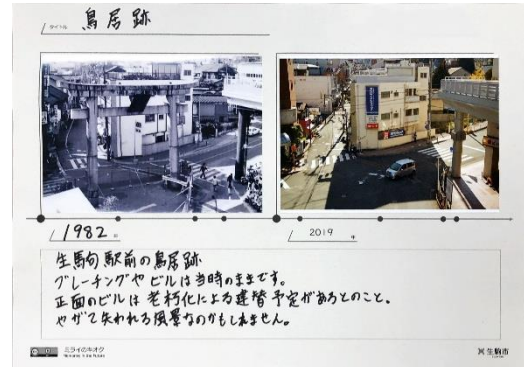
「写真のアーカイブ化、ミライのキオク」(大阪府生駒市)

- 生駒市では、市制施行から50年に渡る生駒の懐かしい風景やまち並みの移り変わりを振り返るWEBサイトを開設し、市民から写真を公募して、ビジョン策定の根拠や市民の理解を促すためのアーカイブを作成しています。
- 写真のアーカイブ化にあわせ、歴史写真が撮影された場所を、当時の地図などをヒントに探りあて、地域の人に当時の様子をききながら、同じアングルで今の写真を撮影し、まちの変化を記録するイベント「ミライのキオク」を実施しました。
- イベント当日に作成したシートは、生駒市オープンデータポータルサイトの歴史写真とならんで、公開されています。

■「ミライのキオク」イベントの様子



■「ミライのキオク」で作成したシート



■生駒オープンデータポータルサイトで公開の「いこま歴史写真」「ミライのキオク」



(出典:(左上)生駒市ホームページ『生駒ではじめるグッドサイクル』(<https://goodcycleikoma.jp/2375/>))

※上記以外(出典:生駒市ホームページ『オープンデータポータルサイト』(<https://data.city.ikoma.lg.jp/photo/>))

<ICTを活用する>

QRコードを活用して手軽かつ効果的に情報提供

QRコードは、私たちの生活に浸透しています。景観まちづくりに関しても、地域の景観資源の成り立ちや特徴の紹介や気になる景観のある場所に行くための地図情報とのリンクなど、手軽で効果的な情報発信ツールとして活用されています。ここでは、いくつかの活用事例を紹介します。

<QRコードの活用例>

長野県

○景観教育のため作成した「眺望カード」内にQRコードを掲載し、スマートフォン等から簡単にホームページにアクセスできるようにしています。

眺望カードの画像(左:表面、右:裏面)
(提供:長野県)



福岡県福岡市

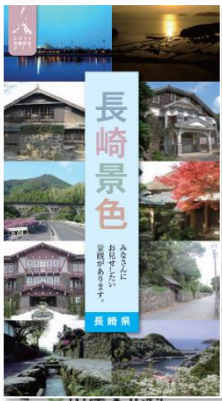
○福岡市都市景観賞については、募集チラシやポスター等にQRコードを掲載することで、福岡市都市景観賞公式ウェブサイト「トットコ」や公式「インスタグラム」から、都市景観賞への推薦(応募)ができるようにしています。また、「トットコ」では、地図機能を活用することで、受賞作品に至る経路案内も確認できるようにしています。



長崎県

(提供:福岡市)

○まちづくり景観資産を紹介している「長崎景色」という冊子にQRコードを掲載しており、Google Mapsで所在地を確認することができます。



(提供:長崎県)



3. 個別の景観課題に対応する

※本パートは、「景観計画策定・運用に関するアンケート調査（平成30年度）」をもとに作成しています。

（1）再生可能エネルギー発電設備の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点

禁止区域等を設定

●独自条例・ガイドライン等によって立地の制限や抑制する区域を設定する

独自条例（代表的名称：「自然、景観等と太陽光発電設備事業との調和に関する条例」）やガイドライン等で、禁止区域や抑制区域を設定したり、立地可能な区域を限定する方法があります。根拠と制限の強さには様々なパターンが考えられ、例えば、以下のような工夫例があります。

（工夫例）

- ・ 自然公園法や砂防法等を根拠に禁止区域を設定する
- ・ 独自条例で「事業を行わないよう協力を求める区域（自粛を要請する区域・抑制区域）」を設定する
- ・ ガイドラインで「立地を避けるべき区域」、「立地に慎重な検討が必要な区域」や「適切でない地域」を設定する
- ・ 当初はまちづくり条例によるガイドラインで技術指導を行っていたが、住民とトラブルのある施設も見られるようになったため、国土利用計画法の市町村計画で設置禁止区域を設定する

届出や許可の仕組みによって景観への配慮を求める

●景観計画に基づく届出の仕組みを活用する

太陽光発電設備の設置を景観計画の届出対象行為に位置づけることで、事前協議や届出後の指導において景観形成基準や関連法令への適合を求めることができます。一方、景観計画で届出対象としても、自治体の姿勢によっては、届出があれば設置を止める根拠は弱くなるのではないかという意見もあり、景観形成基準の設定や運用面で工夫が必要です。

工夫例としては、以下のように様々なパターンがあります。

（工夫例）

- 景観形成基準の設定の工夫
 - ・ パネル・架台・附属物の色彩や素材についての基準を定める
 - ・ 配置や植栽等による目隠しなど、パネル等を見えづらくする工夫を求める
 - ・ 「原則設置しない」という基準を定める
- 届出対象行為の設定の工夫
 - ・ 届出対象の工作物として列記しているものの中で太陽光発電設備を読み、届出を求める
 - ・ 届出対象行為の設定にあたり、工作物の中に「太陽光発電設備」を明記する
- 届出の対象とする区域、規模の工夫
 - ・ 太陽光発電設備を届出対象にする区域を、歴史的景観などがある規制の厳しい区域などに限定する
 - ・ 届出対象を大規模なものに限定する
 - ・ 景観計画区域全域で、10㎡以上の小規模なものまでを届出対象とする

➤ 運用面の工夫

- ・ 届出の際に、最も近い観光資源からの見え方の確認を求める
- ・ 届出の際に、地域住民への説明を義務付け
- ・ 一定規模以上の太陽光発電設備について、地域の同意を必要とする
- ・ 届出のあった太陽光発電設備について、審議会等で検討・指導を行えるよう規定する
- ・ 景観形成重点地区を他課の太陽光発電設備に関する条例にて抑制地域に位置付ける

●景観計画以外の方法で許可制にする

景観計画以外の手法を用いて、太陽光発電設備の設置について許可制などの仕組みを運用する方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・ 独自条例で太陽光発電設備の設置の許可制度を導入し、事業区域周辺の景観を阻害しないための措置を講じるよう定める
- ・ 風致地区条例で、風致地区内において建築物に準じた許可条件として指導する

国、都道府県、市町村、関係部局など様々なレベルでの連携体制を構築する

●庁内での情報共有を密にする

地方公共団体内で複数部課が連携して取り組む方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・ 設置の相談等（国土利用計画法に基づく土地売買等届出、農地法、農振法、森林法など）がある際に関係部局へ情報共有する
- ・ 関係課が参加する会議を定期的に開催し情報を共有する

●都道府県と市町村で連携・役割分担を行う

都道府県と市町村で連携して取り組む方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・ 都道府県がガイドラインを策定して立地を避けるべきエリアなどを設定。それに基づいて市町村が景観計画の届出対象行為に太陽光発電設備の設置を位置づける
- ・ 国、都道府県、関係市町村による体制を構築し、情報共有や連携・協力を行う

その他

●事業者に対する普及啓発を行う

事業者向けに普及啓発を行って景観誘導を図る方法として、以下のような工夫例があります。

(工夫例)

- ・ 景観配慮を求めるチラシやパンフレットを作成し、事業者等に指導や配慮を求める
- ・ 公共施設の太陽光発電設備の設置を通して他計画への参考にしてもらう

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 489 団体からの回答をもとに整理しています。

(2) 空家、空店舗にかかる景観誘導の方法や工夫点

景観法の活用

●景観計画や景観条例に基づき、空家や空地进行を景観誘導を行う

空家の活用事業にも景観計画の景観形成基準を適用することで、空家の景観誘導を行う方法があります。景観計画や景観条例を活用する工夫例としては、次のようなものもあります。

(工夫例)

- ・解体・除却後の敷地について、植栽や定期的な除草など、適切な維持・管理に努めることを景観形成基準として規定する
- ・一定規模以上の建築物の撤去（解体）を届出対象行為として位置づけ、解体後の敷地が地区の景観形成に配慮したものとなるよう助言する
- ・景観計画の中で、空家の増加によって景観に影響が出ることを、景観形成上の課題として挙げる
- ・破損や腐食が生じて景観上支障となっている建築物等について、所有者等に改善を指導・勧告等ができるよう、景観条例で規定する

空家特措法や条例などに基づく空家の適正管理の推進

●空家特措法や条例に基づいて特定空家等の除却や修繕を推進する

空家特措法（空家等対策の推進に関する特別措置法）や、同法に規定する空家等対策計画に基づき、特定空家等の除却や修繕、活用等を推進することで、著しく景観を損なう状態の解消につながります。空家について、地方公共団体が独自に条例を制定し取り組んでいる場合もあります。

景観誘導を意識した工夫例としては、以下のようなものがあります。

(工夫例)

- ・特定空家等の判断の基準として、「景観計画に著しく適合しないもの」「著しく景観を阻害しているもの」といった、景観に関する項目を設定する
- ・著しく景観を阻害する空家が特定空家等に認定された場合に、優先的に対策を進める
- ・空家以外の居住物件のうち、特定空家等と同様の状態にあると認められるものについては空家等対策計画の対象として対応を行う
- ・景観計画の重点区域を空家等対策計画で「空家等景観対策区域」として位置づけ、景観づくりの基本方針を踏まえつつ、重点的な啓発・指導を行う

●空家バンクなどを活用した空家の活用を推進する

売却や賃貸を考えている空家を登録し、自治体のホームページなどで情報を掲載したり、空家の活用を考えている人に情報提供したりする「空家バンク」などの仕組みを活用して空家の活用を推進し、良好な景観形成につなげる方法があります。

●空家の除却や活用に対する補助を行う

空家の除却・解体や、活用のための修繕、移住者による空家の取得などを対象に、地方公共団体が補助金を交付することで、空家の適正管理を進める方法があります。歴史的建造物の修景に対する補助など、景観形成を目的とした補助金が空家活用につながる可能性もあります。

景観誘導を意識した工夫例としては、以下のようなものがあります。

(工夫例)

- ・ 空家・空店舗改修の補助金について、周辺の景観との調和に配慮することを交付要件とする
- ・ 外観には修景に対する補助金を用い、内装や耐震補強には空家活用の補助金を用いる

●各種団体と連携しながら、空家や空地の管理を行う

行政や各種団体、地域住民が空家や空地の管理を代行することで、管理不全状態に陥ることを防ぎ、景観への悪影響を抑えることができます。行政が空家や空地の管理を行うには限界があるため、不動産業者、まちづくり会社、シルバー人材センター、NPO法人、商工会などと連携して実施する工夫も考えられます。以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・ NPO法人が空店舗のシャッターにアート作品を描き、地域活性化を図る

その他

●その他の取組（空家調査、空家相談、他部署との連携、周知など）

空家については、見回り調査の定期的な実施、空家に関する相談会やセミナーの実施、パンフレット配布などによる周知のほか、周辺住民から通報のあった空家について所有者に改善を求めるなど、さまざまな対策方法が考えられます。

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 457 団体からの回答をもとに整理しています。

(3) 耕作放棄地にかかる景観誘導の方法や工夫点

景観法の活用

●景観農業振興地域整備計画を策定する

景観計画に景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号二）が定められている場合、市町村は、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができます（法第55条）。

景観農業振興地域整備計画を定めていると、市町村長は、計画に従って利用されていない場合には、その土地所有者等に勧告を行うことができます。また、勧告に従わない場合は、権利移転に関する協議を勧告することもできます。

耕作放棄地の活用や適正管理の推進

●耕作放棄地で景観作物を栽培し、景観形成を図る

耕作放棄地において、花などの景観作物を栽培することで、良好な景観形成につなげる方法があります。多くの場合、地域団体や農作業受託組合等へ栽培作業を委託したり、国・都道府県・市町村の補助制度を利用して費用を助成したりする形で実施されており、具体的な景観作物の例としては、ヒマワリ、コスモスなどの花、ソバ、菜の花、ヒガンバナ、トウモロコシ、青パパイヤ、ジャガイモ、サツマイモなどがあります。工夫例としては、以下のようなものがあります。

（工夫例）

- ・ 景観作物の種子の無料配布を実施する
- ・ 耕作放棄地をヒマワリ畑に整備し、観光スポットとして活用する
- ・ 遊休農地で菜の花を栽培して農村景観を保全しつつ、菜種油を製造して学校給食利用などによる地産地消・食育推進を図る

●農地をアートイベントに活用する

農地をアートイベントに活用することで、農地の活用と特徴的な景観形成を進めている工夫例として、以下のようなものがあります。

（工夫例）

- ・ 地域住民が主体となり、水田をキャンバスに見立て、数種類の稲を使って巨大なアートを作る「田んぼアート」を制作する
- ・ 案山子アートコンテストを開催する
- ・ 地域団体が主体となって、キャンドルナイトイベントを実施する

●耕作放棄地における草刈りを実施する

地域団体等が主体となって草刈りなどを実施し、農村景観を保全する方法があります。工夫例としては、以下のようなものもあります。

（工夫例）

- ・ 荒廃の進む棚田において、景観を阻害する支障木について伐採や枝打ちを行う
- ・ 耕作放棄地に牛を放牧し、雑草等を食べさせることにより、景観を保全する

●耕作放棄地の発生予防・再活用を促進する

耕作放棄地を発生させないこと、あるいは耕作放棄地を再び耕作復帰すること自体も、良好な景観形成にもつながります。耕作放棄地の発生予防や解消のための取組としては、新規就農者の支援やマッチング、パトロール実施による耕作放棄地の見回りと土地所有者への指導、農地再整備の支援といった方法があります。以下のような工夫例もあります。

（工夫例）

- ・ 観光地等に至る幹線沿いにある、景観上重要と判断される耕作放棄地を対象に復元整備等を実施する
- ・ 世界遺産エリアで、耕作放棄地の一部を無償で借り上げ、世界遺産の保存に取り組む財団法人が工務を実施。収穫した米を寄付金納付者へのお礼として配布する
- ・ 耕作放棄地において、地域の大学生による果樹の栽培を実施する
- ・ 遊休農地を水田として整備し、住民が稲作体験できるようにする
- ・ 耕作放棄地を市民農園として整備し活用する

その他

●条例等のルール策定による景観誘導を図る

条例等のルールとして、土地を適正に管理すること、良好な景観形成に努めることなどを規定し、これに基づいて景観誘導・指導を行う方法があります。

●その他

その他の工夫例として、以下のようなものがあります。

（工夫例）

- ・ 重要文化的景観の重要な構成要素として農地を特定し、保存と活用を図る
- ・ 農山漁村で美しい景観の保全、創造などに取り組む団体に対し、補助や顕彰を実施する

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 273 団体からの回答をもとに整理しています。

(4) 屋外広告物の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点

景観計画に基づいて誘導

●景観計画に基づく届出の仕組みを活用する

景観計画で、屋外広告物を表示する物件の設置を届出対象行為に位置づけることで、景観計画の届出の仕組みを活用して景観誘導を図る方法があります。

ただし、屋外広告物を表示する物件の設置は屋外広告物条例でも規制されるため、景観計画の届出対象行為としては位置づけずに、以下のような方法で誘導を図っている例もあります。

(工夫例)

- ・建築物と一体となった屋外広告物について景観形成基準を設定し、建築物の建築等の届出の際に誘導する
- ・同一敷地内に、建築物とは別に屋外広告物を設置しようとする場合、届出対象行為（建築物の建築等、開発行為 等）に、併せて屋外広告物についても指導する
- ・屋外広告物には該当しないコーポレートカラー等、公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠について、景観計画の届出対象として誘導する

●景観計画に屋外広告物の景観誘導の根拠となる事項を定める

屋外広告物に関して、具体的な基準ではなく基本的な考え方や誘導方針を景観計画に定め、これを根拠として屋外広告物を緩やかに誘導・指導していく方法として、以下のような例があります。

(工夫例)

- ・景観法第8条第2項第4号イにもとづく「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を景観計画に定める
- ・景観法第8条第3項の「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」として、屋外広告物の誘導方針を景観計画に定める

屋外広告物条例に基づいて誘導

●屋外広告物条例を地域特性に応じてきめ細やかに運用する

地域の景観特性に応じた屋外広告物の景観誘導を、屋外広告物条例に基づいて行う方法として、都道府県の屋外広告物条例に重点的な誘導エリアを指定する方法や、市区町村（政令指定都市、中核市または景観行政団体であるに限る）が独自で屋外広告物条例を制定する方法があります。

その他、以下のような工夫例もあります。

(工夫例)

- ・景観計画は市町村のものを、屋外広告物条例は都道府県のものを運用している場合や、景観担当と屋外広告物担当が異なる部局である場合などに、景観計画に定めた屋外広告物の表示等に関する基準を屋外広告物条例の改正に反映させ、景観計画と屋外広告物条例を整合させ、連携しながら取り組む
- ・都道府県の屋外広告物条例を運用している場合に、地方自治法第252条の17の2に基づく事務処理の特例により、屋外広告物の表示の許可や違反広告物の簡易除却など、都道府県の事務の一部を市町村に移譲する
- ・都道府県の屋外広告物条例を運用しているものの、許可基準などについては市町村の定める規則に基づいて設定する

景観計画以外のガイドライン、計画等に基づいて誘導

●屋外広告物に関するガイドライン等を策定する

景観計画ではなく、屋外広告物に関する基準や配慮事項をまとめたガイドラインや手引きを策定し、これを根拠として屋外広告物を緩やかに誘導・指導していく方法があります。以下のような工夫例もあります。

（工夫例）

- ・ガイドラインと事前協議等の仕組みを組み合わせ、効果的に誘導する

●地区計画に形態意匠の制限を定めて誘導する

地区計画に形態意匠の制限として屋外広告物の色彩や形態、意匠などに関する制限を定め、景観誘導を行う方法があります。

●屋外広告物の設置にかかる事前協議、事前相談の実施する

屋外広告物の表示や設置について、手続き面を工夫して誘導を図る方法として、担当窓口で事前に相談を受け付けたり、事前協議をお願いしたりすることが考えられます。以下のような工夫例もあります。

（工夫例）

- ・事前相談があったものについて、必要に応じて審査会に諮問する
- ・事前相談があったものについて、有識者の助言を求める

●地域独自のルール（建築協定、景観協定等）を活用する

建築基準法第69条に基づく建築協定、景観法第81条に基づく景観協定、地方公共団体の条例に基づくまちづくり協定等、民間どうしの協定や地域独自のルールの中で屋外広告物の誘導を図る方法があります。

ソフト面の取組の推進

●違反屋外広告物への対応（パトロール、除却等）を図る

屋外広告物条例の規定に適合しない違反屋外広告物について、パトロールを行って実態を把握し、必要に応じて是正措置や除却を実施する方法があります。以下のような工夫例もあります。

（工夫例）

- ・ボランティアによる違反屋外広告物の除却活動を実施する
- ・眺望景観の保全を図ることを目的に、屋上広告物の撤去工事費等の補助を実施する

●表彰、周知、普及啓発を行う

規制によるネガティブチェックだけでなく、周知・普及啓発の取組を通じて良好な景観の形成に資する屋外広告物の設置を促進する方法として、以下のような工夫例があります。

（工夫例）

- ・良好な景観の形成に資する屋外広告物を表彰する
- ・普及啓発パンフレットを作成する
- ・まち歩きを実施する

その他

●その他

その他の工夫例として、以下のようなものがあります。

(工夫例)

- ・ 他法令（自然公園法、伝統的建造物群保存地区条例など）で屋外広告物を景観誘導する
- ・ 要綱に基づいて屋外広告物を誘導する
- ・ 市町村が自ら設置している屋外広告物について、新規設置または更新する際に統一性を持たせたデザインにするよう誘導する
- ・ 景観計画の届出と屋外広告物条例の許可申請の窓口を一本化する

※以上の内容は、無回答や「特になし」などの回答を除く
全国 361 団体からの回答をもとに整理しています。

4. アンケート結果の報告

4-1. 景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査(令和3年度)

本アンケートは、令和3(2021)年度に各種景観施策の活用状況、景観計画の改定や重点地区の活用状況について、自治体へのアンケート調査結果(アンケート調査の概要は下段参照)を整理したものです。

これから各種景観施策の活用、景観計画の改定や重点地区の活用を検討する自治体の参考になるように、取組内容や工夫点について、整理しています。

<目次>

- (1) 景観整備機構や景観重要公共施設の制度活用状況
 - 1) 景観整備機構
 - ① 指定状況と業務内容
 - ② 活用してよかったことや景観づくりに効果があったこと
 - 2) 景観重要公共施設
 - ① 活用状況
 - ② 位置づけた経緯や目的
 - ③ 活用してよかったことや景観づくりに効果があったこと
- (2) 景観施策に限らないまちづくり施策との連携事例やICTの活用事例
 - 1) 風土やなりわい、暮らしを活かして特徴的な景観づくりに取り組んでいる事例
 - 2) まちづくり施策との連携事例
 - 3) ICTの活用事例
- (3) 景観計画改定時の取組事例
 - 1) 景観計画の改定について
 - ①改定の有無ときっかけ
 - ②評価検証の実施方法
 - ③改定した事項
 - ④改定にあたって特に力を入れた点
 - 2) 重点地区に関する改定について
 - ①重点地区に指定した目的
 - ②指定までに要した期間
 - ③地区住民との合意形成や検討の方法
 - ④重点地区の検討にあたって意見を聞いた地域の住民や団体
 - ⑤地区住民との検討にて工夫した点
 - ⑥一緒に検討した専門的な立場の人とその狙い
 - ⑦地区住民への周知の方法
 - ⑧地区内の地権者の詳細な把握・整理の有無
 - ⑨外部への委託の有無とその内容、委託費
 - ⑩特に力を入れた点

●アンケート調査の概要は以下のとおりです。

対 象	景観行政団体となっている都道府県、市町村(802 団体)	回答数: 793 団体
	回収率: 99%	
期 間	令和3(2021)年8月~9月	
主な設問	各種景観施策の活用状況、まちづくり施策との連携、景観計画の改定や重点地区の活用状況等	
	景観まちづくりの効果の測り方、個別の景観課題への取組状況	

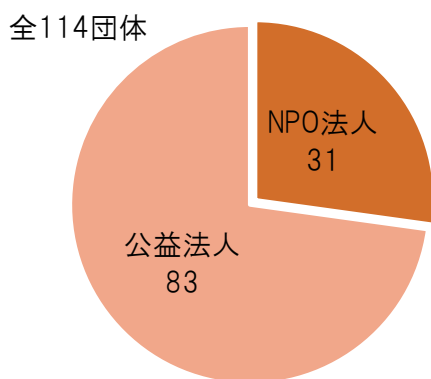
（１）景観整備機構や景観重要公共施設の制度活用状況

１）景観整備機構

① 指定状況と業務内容

- ・調査を行った令和３（２０２１）年８月１日時点では、全国で１１４団体が指定されています。
- ・法人格別では、NPO法人が３１団体、公益法人が８３団体です。
- ・景観法第９３条で定める業務内容では、「良好な景観形成に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談等の援助」と「良好な景観形成に関する調査研究」をほとんどの団体で行っています。

全国の景観整備機構の数（R3.8.1 時点）



業務内容（景観法第９３条）の状況

①	良好な景観形成に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談等の援助	109
②	管理協定に基づく景観重要建築物・樹木の管理	24
③	景観重要建築物と一体となって良好な景観を形成する広場等に関する事業や事業への参加	26
④	③の事業に有効活用できる土地で政令で定めるものの取得・管理・譲渡	10
⑤	景観農業振興地域区域内にある土地について、委託に基づく農作業、土地の権利取得、管理	9
⑥	良好な景観形成に関する調査研究	102
⑦	①～⑥以外に必要な業務	89

[値は景観整備機構の数]

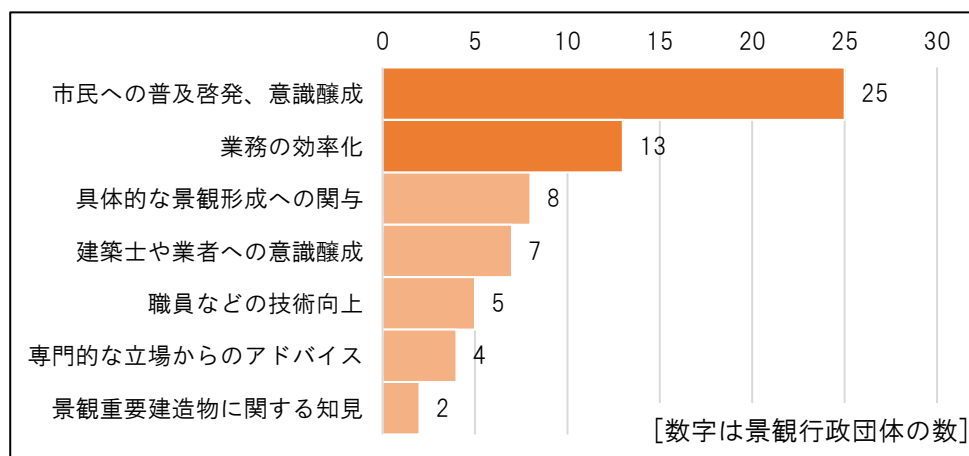
- ・具体的な業務内容としては、以下のような業務が行われています。

普及啓発イベント	・景観まちづくりフォーラム、景観まちあるきワークショップの開催 ・学校教育と連携し、通常の授業の中で景観に関する授業を行う景観教室を実施
専門家派遣・研修会の開催	・市民向けの景観に関する講座に対する講師としてアドバイザーを派遣 ・緑化景観に関する講習会の開催 ・地域文化財専門家・育成研修、地域文化財サポーター養成講座
調査研究	・歴史的建造物の保全のための調査 ・空家・空店舗、腐朽屋外広告物の除却促進方策の研究 ・生態系の維持・保全のための河川上流域の清掃活動及び生態調査
委員会・連絡会議への参加	・景観まちづくり市町村連絡会議への参加 ・市の附属機関（景観審議会等）への委員派遣
景観を創り、守る取り組み	・地下参道の維持管理 ・景観まちづくり事業への助成 ・花苗の無料配布 ・管理協定に基づく景観重要建造物の管理
相談対応や助言	・民間建築活動の適切な規制、誘導、助言等 ・デザインレビューの開催 ・地域住民が景観・まちづくり活動を行う上で必要な助言、相談等 ・空家改修・解体、沿道景観、緑化事業などの相談窓口の開設

② 活用してよかったことや景観づくりに効果があったこと

- ・市民への普及啓発や意識醸成につながったことや、業務の効率化につながったということが多く挙げられています。また、具体的な景観形成に関与してもらった、建築士や業者への意識醸成にもつながったという効果が挙げられています。

活用してよかったことや景観づくりに効果があったこと
(自由記述に回答いただいた49団体の回答を基に作成)



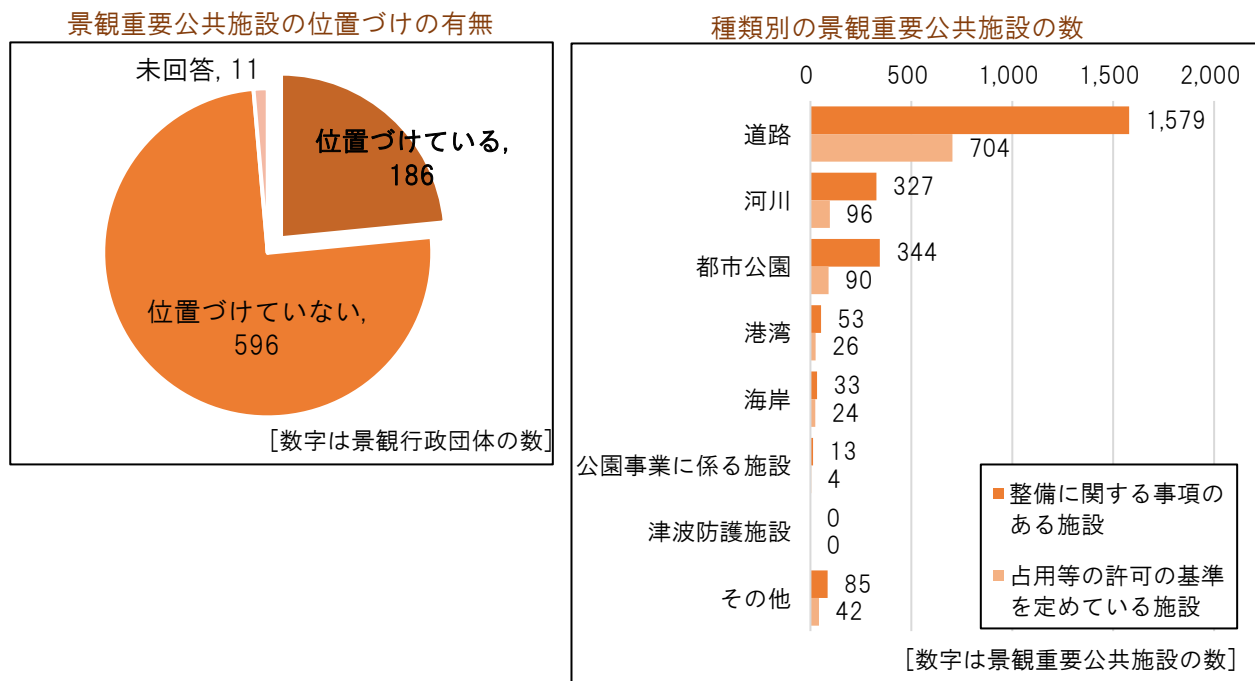
特徴的な回答を整理します。

市民への普及啓発、意識醸成	・ 専門的な知識を持つ建築士の方と意見交換を行うことができ、普及啓発の様々な手法を検討したり、取り入れたりすることが出来た。 ・ 小学生を対象とした景観教育では地域の景観につながる歴史や文化に触れる機会をつくり、より理解を深めることができ、これからの景観づくりに対する意識向上が図られた。 ・ 自主事業として地域の特徴ある景観や建造物等を見学するバスツアーを開催するなど、市民の良好な景観に対する意識向上に寄与している。
業務の効率化	・ 景観表彰の審査を依頼することで、業務量の削減・効率化が図られた。 ・ イベントを景観整備機構と協働で開催しており、職員の負担も少なくなる。
具体的な景観形成への関与	・ ある地区の景観形成事業について、当地区のエリアマネジメントを担っている機構と協働で実施することにより、より地域特性にあった景観形成を行うことができています。 ・ 地域の景観形成ガイドラインの策定、運営において、地元の協力を得るために、景観整備機構との協働で取り組んだ。
建築士や業者への意識醸成	・ 地域に存在する歴史的建造物の保存・活用を推進することにより、地域固有の風景を回復しつつ誇りをもてる地域づくりに貢献することを目的としたヘリテージマネージャー養成講習会が行われており、人材育成が進んでいる。
専門的な立場からのアドバイス	・ 地元景観まちづくり協議会のオブザーバーを担っており、第三者の目線から意見をもらうことができる。また、メンバーが建築士かつヘリテージマネージャーの資格を有しているため、地元にも密着した様々な視点から専門的な意見を取り入れることができています。

2) 景観重要公共施設

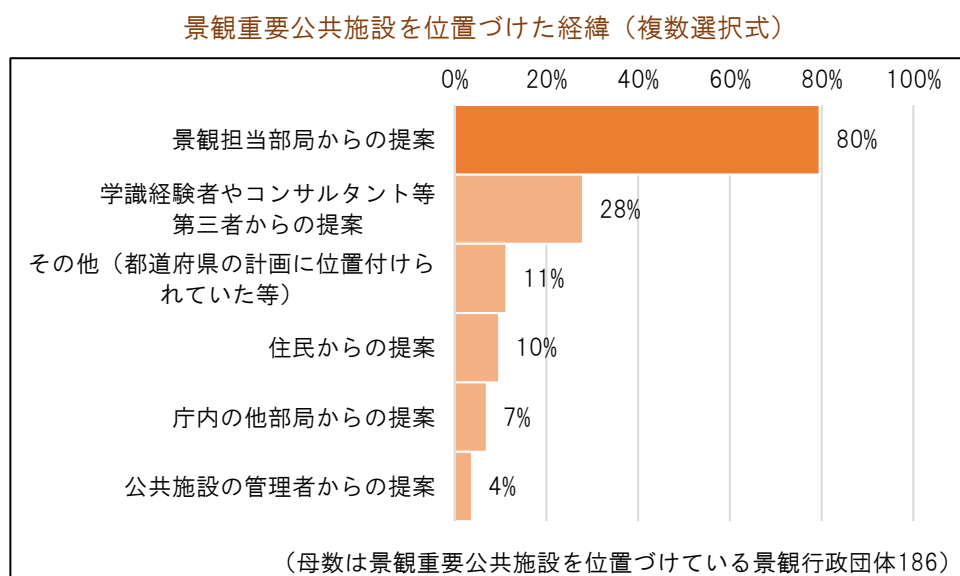
① 活用状況

- ・全国の景観行政団体のうち、186 団体が景観重要公共施設を景観計画に位置づけ、「整備に関する事項」や「占用等の許可基準」を設けています。
- ・公共施設の種別では、道路が多く、次いで河川と都市公園が同程度位置づけられています。



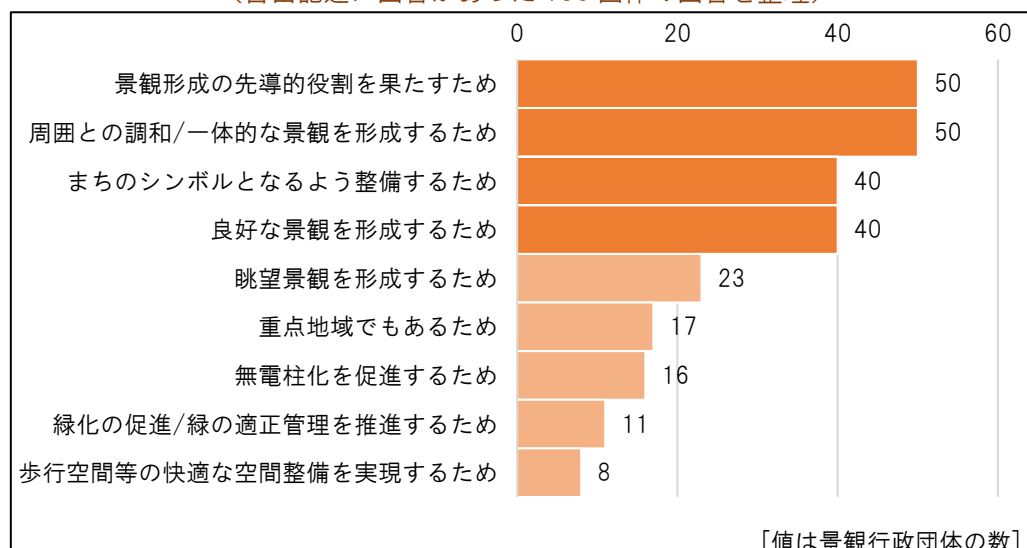
② 位置づけた経緯や目的

- ・位置づけた経緯は、景観担当部局から提案することが8割と最も多いですが、学識経験者などの第三者や住民、庁内他部局、施設管理者からの提案によっても位置づけられています。



- ・位置づけた目的は、景観形成の先導的役割を果たすこと、周囲との調和や一体的な景観を形成すること、まちのシンボルとなるよう整備すること、良好な景観を形成することを目指して、位置付けられていることが多いです。また他にも、眺望景観を形成すること、重点地域でもあること、無電柱化を促進すること、緑化を推進すること、快適な空間整備をすることなどを目指して位置づけられています。

景観重要公共施設を位置づけた目的
(自由記述に回答があった 186 団体の回答を整理)



③ 活用してよかったことや景観づくりに効果があったこと

- ・活用してよかったことや景観づくりに効果があったことは様々挙げられており、特徴的な回答を整理します。

所管部局（整備や修繕を行う部署、国や都道府県）との調整がしやすくなった	・ 整備にあたっては必ず景観部局と協議を行うようにしており、良好な景観形成につながった。 ・ 橋梁や、道路の防護柵の色彩などについて、設計の早い段階から景観配慮色で進めるなど、公共施設の管理部署の景観意識が高まってきている。
まちづくりに寄与した	・ 無電柱化が実現した。 ・ まちのシンボルになった。 ・ 交流拠点やにぎわいの創出ができた。
景観形成基準の届出対象以外を誘導できる	・ 道路や河川の付属物の色彩等を誘導できた。 ・ 道路の舗装の色彩や素材を誘導できた。 ・ 小規模な工作物（自動販売機、民間の占用物など）を誘導できた。
公的な位置づけにより周辺への配慮を求めやすくなった	・ 公共施設に隣接する建築物等で景観への配慮を指導しやすくなった。 ・ 屋外広告物でも配慮を求めやすくなった。
他の施策への波及など	・ 沿道では、景観形成基準で届出対象を拡大している。 ・ 機運が高まり、重点地区の指定に繋がった。

（２）景観施策に限らないまちづくり施策との連携事例やＩＣＴの活用事例

１）風土やなりわい、暮らしを活かして特徴的な景観づくりに取り組んでいる事例

- ・ 地と図の考え方（地となる自然資源と、そこに加わる図（人工物））によって整理すると、景観づくりにつながるアプローチ別に、次のようなことが挙げられています。

図をコントロールする	・ 地域特性に合わせた景観形成基準によって誘導する
地を持続させる	・ 景観法に基づき木竹の伐採への基準を設ける ・ 特定用途制限地域の指定、自然環境保全法の活用、レッドデータブックへの掲載、ラムサール条約への登録など
地を活用する	・ 散策路や視点場の整備 ・ 地域資源（自然、棚田などの地形）を活かしたイベント開催 ・ ライトアップ など
認知向上を図る	・ 優れた景観の公募や登録 ・ イベント開催 など

2) まちづくり施策との連携事例

- ・パブリックスペースの活用、空家・空地の活用、耕作放棄地の活用、エリアマネジメント、防災・減災、再生可能エネルギー、その他のまちづくり施策と景観との連携事例について回答をいただき、各自治体ではさまざまな取組がされています。頂いた回答の中から、特徴的な取組を紹介します。

①パブリックスペースの活用×景観

- ・公園や駅前広場を活用したイベント（KAMAFUSE MARKET）を開催し、賑わいを創出している。出店時に使用するテントやノボリ等は、周辺景観と調和するデザインを採用し景観に配慮した。出店者は、出店ポイント周辺のゴミ拾い等を行い、景観が悪化しないよう対処してくれている。
- ・地域コミュニティが未使用の道路空地を活用し、植物栽培と収穫を行い、地域イベントに活用している。雑草が繁茂する状況から沿道環境が改善され、通行する人々の癒し空間となっている。
- ・一般社団法人アーバンデザインセンター大宮が「ストリートプランツプロジェクト」として、居心地が良い空間づくりのため、道路空間へ植栽を設置し緑へ対する寄付や購入が可能な社会実験を実施している。得られた資金でさらに緑を増やしていくことを目指している。
- ・景観形成からまちづくりに繋げる活動の一環として、地元中学校の美術部による地下道の壁画リニューアル「みんなのちかみち」プロジェクトを実施した。 など

②空家・空地の活用×景観

- ・壁面や軒が連なる町屋の趣を残す地域において、家を解体し空地となる場合には植栽や塀の設置ができないか等のお願いをしている。
- ・景観重点地域に指定している一部の地域では、ガイドラインを設定し、その推奨ルールに沿って建築物の修景を行う場合に補助金を交付している。空家の利活用の推進にも効果があり、本取組によって空店舗が別の店舗にリフォームされている。
- ・令和3（2021）年に歴史的建造物等を利活用する実証実験を行い、歴史的建造物が集積しているエリアにある「空町屋」を対象に、店先のみを活用した無人店舗を試みている。 など

③耕作放棄地の活用×景観

- ・重要文化的景観に選定している大木地区では、平成27（2019）年度から大木まちづくり協議会が耕作放棄地を利用してコスモスを植え、自然環境豊かな地域のPRの一環として、日根荘大木の里コスモスを開園している。
- ・農村集落の自治会が中心となる団体が耕作放棄地を活用した景観植栽（ひまわり・コスモス）を行っている。
- ・「景観形成促進団体」による休耕田を活用した菜の花畑の整備を行っている。
- ・森林ボランティア団体が各種補助金を活用して、竹林（ハチク、マダケ、モウソウチク）を適切に管理することで、伐採した竹を、自然材を使ったワークショップや里山保全活動の原材料資源として有効活用している。 など

④エリアマネジメント×景観

- ・市と都市利便協定を締結した団体が、民間掲出料活用型エリアマネジメント広告を設置している。
- ・歌舞伎町タウン・マネージメントが主体となり、屋外広告物を活用したエリアマネジメントを行っている。通常は掲出できない工事現場の仮囲い等で得た広告収入を地域の公共的な取組に還元している。
- ・工場夜景を観光資源として捉え、観光客の増加に取り組んでいる
- ・黒川温泉では関係団体により観光イベントとして地域内に竹灯籠を設置し、冬季の観光客の誘客を行っている。現在では町内全域に取組が広がっている。 など

⑤防災・減災×景観

- ・「景観と暮らしのデザインガイド～岩手沿岸地域の復興に向けた景観形成の考え方～」を平成 30（2018）年 4 月に発行し、東日本大震災津波からの復興に合わせて、家づくりやまちづくりの際に配慮していただきたい事項を整理している。
- ・平成 29（2017）年の台風による被災後、河川を拡幅する事業を県が主体となって行っており、その際に、ただ河川を拡幅するだけではなく、護岸や周辺環境を環境に配慮したものとし、水辺周辺を怖いという認識だけではなく、水辺に親しみを持って歩きたくなるような空間づくりに取り組んでいる。 など

⑥再生可能エネルギー×景観

- ・平成 27（2015）年に「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を策定し、太陽電池発電設備又は風力発電設備については、景観法に基づく届出書を提出する際にチェックリストを参考資料として添付してもらうこととしている。
- ・保全地区（地域森林計画の対象とする森林の区域、風致地区など）において再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするとき、又は事業区域の面積が 1,000 m²以上である事業を行おうとするときは、事業計画の許可申請を課している。許可基準の中に「高さ、形状、色彩等が周囲と調和したもの」などの景観的要素を設定している。
- ・太陽光発電施設や大規模な行為に対し、「眺望点」からのシミュレーションを作成するよう求めている。
- ・地上設置の太陽光発電施設について平成 27（2015）年に景観ガイドラインを独自に定めたが、景観誘導では十分と言えず、平成 30（2018）年には太陽光発電施設の景観ガイドラインから、土地利用基本計画の立地基準に変更し、原則設置できない禁止区域等を設けて運用している。
- ・大規模な太陽光パネルの計画が行われる際に、景観デザイン協議部会に諮り、事業者へ周辺環境に配慮するよう誘導する。
- ・洋上風力発電について、自然環境保護や社会的な事業環境の観点からゾーニングを行った際に、世界遺産からの景観（眺望）に影響があると考えられる範囲を示している。
- ・風力発電については、山の稜線付近に建設されることが一般的で、その景観上の影響は広域に及ぶことか予想され、景観上の影響を未然に防止することを目的に、「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」を策定した。 など

⑦その他

お祭り×景観	・横須賀地区では、歴史的なまちなみが残る遠州横須賀街道において、三熊野神社大祭やアートイベントの開催などを通じて地域の魅力を発信している。景観の観点からも、「祢里の似合う街道の継承と創造」をテーマに祭りを中心とした、歴史的な街並みの維持継承のため景観形成重点地区として指定している。 など
名所づくり×景観	・河川沿いに桜の木を植え、“海まで続くはなとさくらの遊歩道”をスローガンに、地域に根付いた桜の育苗・育成・植樹・保全活動を通して、環境と景観形成を目指し、河川の公園化、地域住民の憩いの場づくりを目指す桜の名所づくりを行っている。 など

3) ICTの活用事例

- ・ICTを活用した景観まちづくりの取組について、回答を頂きました。次のような事例が挙げられています。

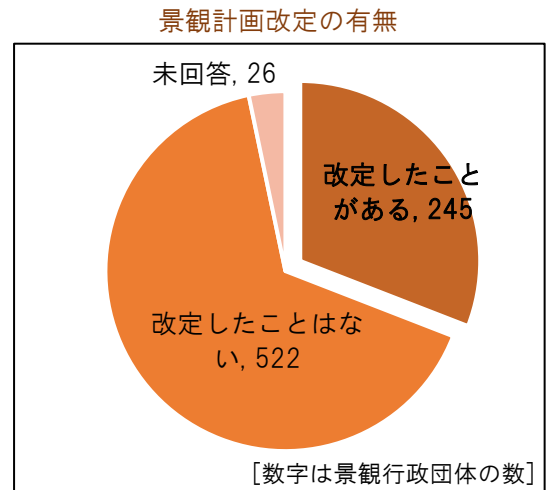
- ・現地の案内板等にQRコードを提示し景観資源の情報等を提供
- ・動画投稿サイトに、公式アカウントを作成し良好な景観を紹介
- ・スマートフォン用のアプリを作成し景観遺産等をPR
- ・ホームページ上に景観まちづくりの情報をGISで公開
- ・景観計画届出申請や屋外広告物申請の電子化（準備中）
- ・事前協議対象の大規模建築物について、3D技術を活用したイメージ映像をスクリーンに映し出し将来像を共有
- ・重点地区のVRを作成し、緑化や木材による修景シミュレーションを実施
- ・地域の活動や何気ない生活の様子など、市民の暮らしやまちの風景が伝わる写真を公募して、街の移り変わりを懐かしい記録とともに公開し、まちづくりへのビジョン策定の根拠や市民の理解を促進 など

（３）景観計画の改定時の取組事例

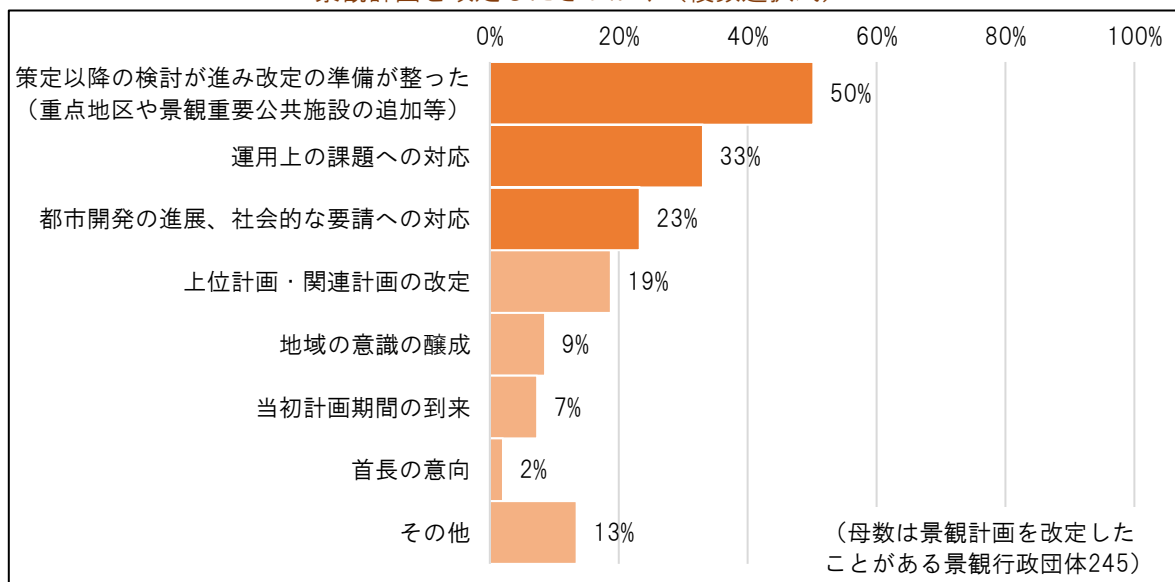
１）景観計画の改定について

①改定の有無ときっかけ

- ・「改定したことがある」と回答した景観行政団体は 245 団体（31％）です。
- ・改定したきっかけとしては、「策定以降の検討が進み改定の準備が整った（重点地区や景観重要公共施設の追加等）」が 50％と最も多く、続いて「運用上の課題への対応」が 33％、「都市開発の進展、社会的な要請への対応」が 23％となっています。



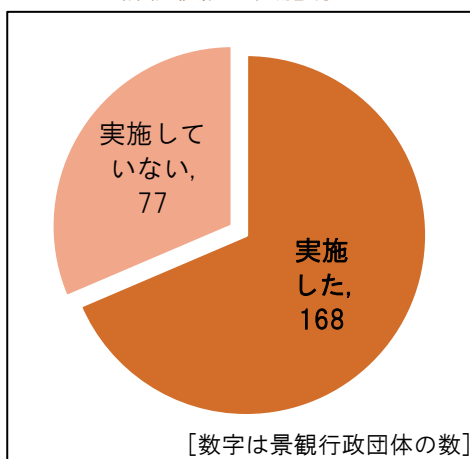
景観計画を改定したきっかけ（複数選択式）



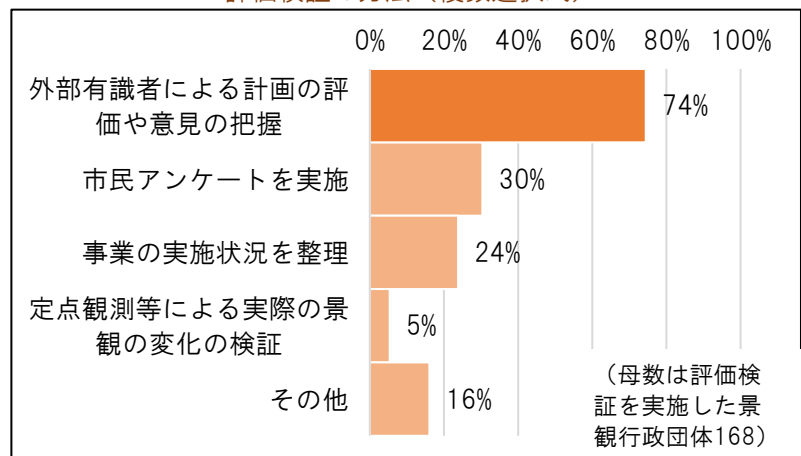
②評価検証の実施方法

- ・改定した景観行政団体のうち、評価検証を実施したのは 168（69％）です。
- ・計画の検証や評価の方法としては、「外部有識者による計画の評価や意見の把握」が最も多いです。

評価検証の実施有無



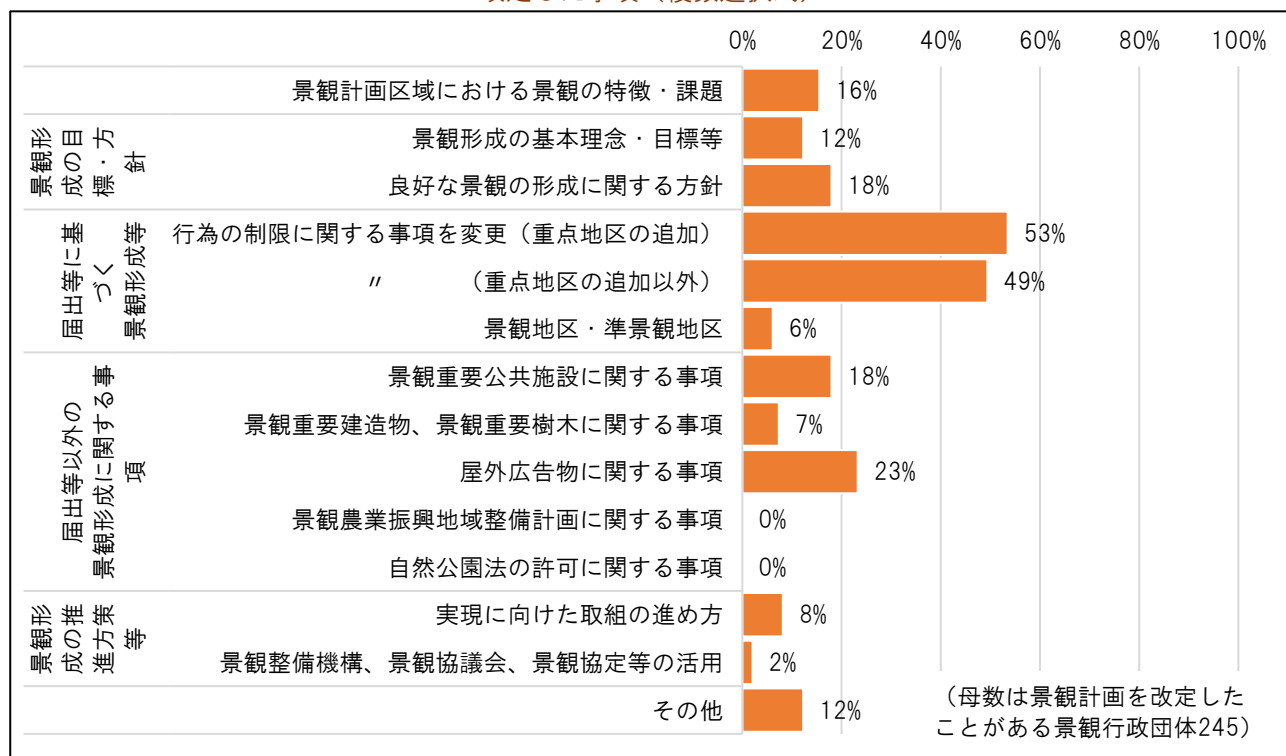
評価検証の方法（複数選択式）



③改定した事項

・「行為の制限に関する事項を変更（重点地区の追加）」が53%と最も多く、次いで、「行為の制限に関する事項を変更（重点地区の追加以外）」が49%です。

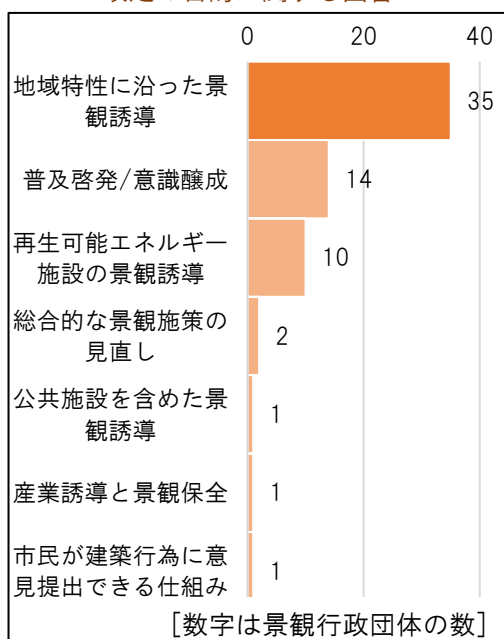
改定した事項（複数選択式）



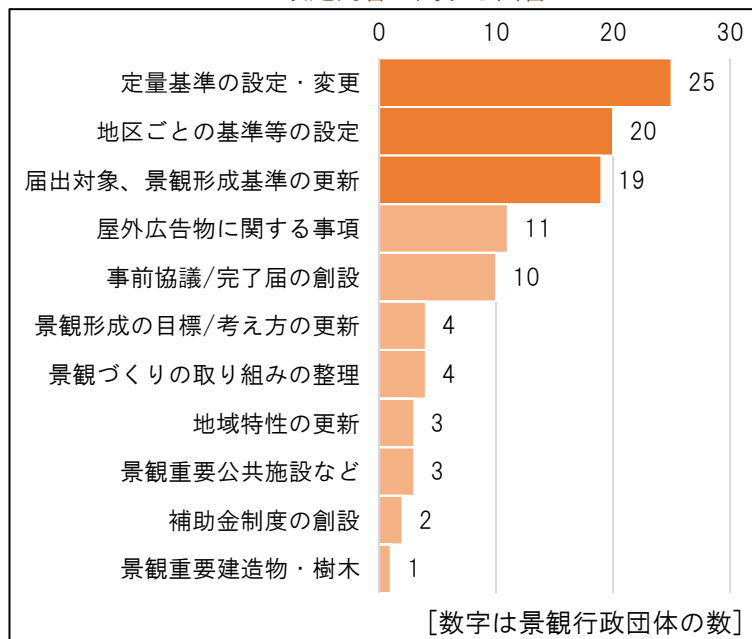
④改定にあたって特に力を入れた点

・自由記述の回答を、改定の目的に関すること、改定内容に関すること、検討方法や検討過程に関することに整理すると、改定の目的に関しては、地域特性に沿った景観誘導に特に力を入れている景観行政団体が多く、改定内容に関しては、定量基準の設定・変更など、基準に関する部分に特に力を入れている景観行政団体が多いです。

改定の目的に関する回答

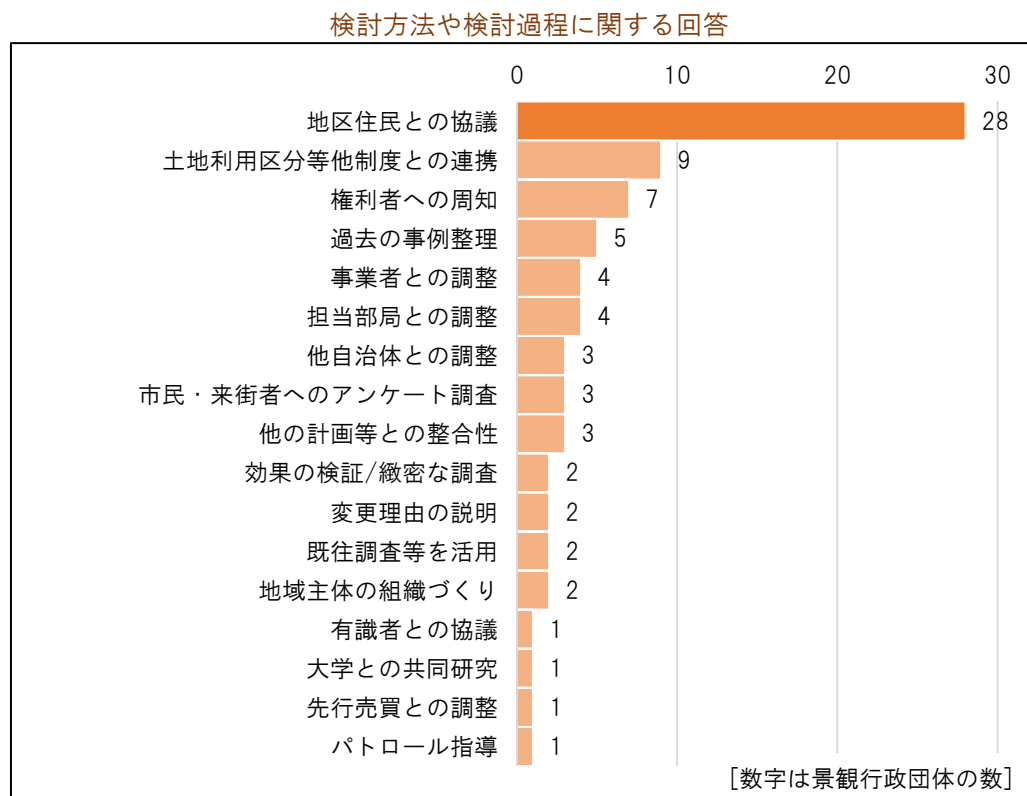


改定内容に関する回答



（自由記述に回答があった134団体の回答を整理）

- ・検討方法や検討過程に関しては、地区住民との協議、他制度との連携について、様々な主体との調整に、特に力を入れている景観行政団体が多いです。



特徴的な回答を整理します。

目的	地域特性に沿った景観誘導	・ 景観形成重点地区を追加するにあたって、地区ごとに魅力があり、その魅力を損なわずより良い景観形成ができるよう景観基準及び、景観デザイン指針を策定した。 ・ 地区（コミュニティブロック）ごとの景観づくりの目標と方針を定めるため、市民ワークショップの開催や事業者アンケートの実施。市民ワークショップでは身近な景観づくりをテーマとした講演の後、参加者が暮らしている地区の景観資源、良いと思う景観、悪いと思う景観について考え、また景観づくりのために一人や複数人でできることをグループワーク形式で検討した。市民ワークショップで検討した内容については、景観づくりの行動計画の基礎資料とした。
----	--------------	---

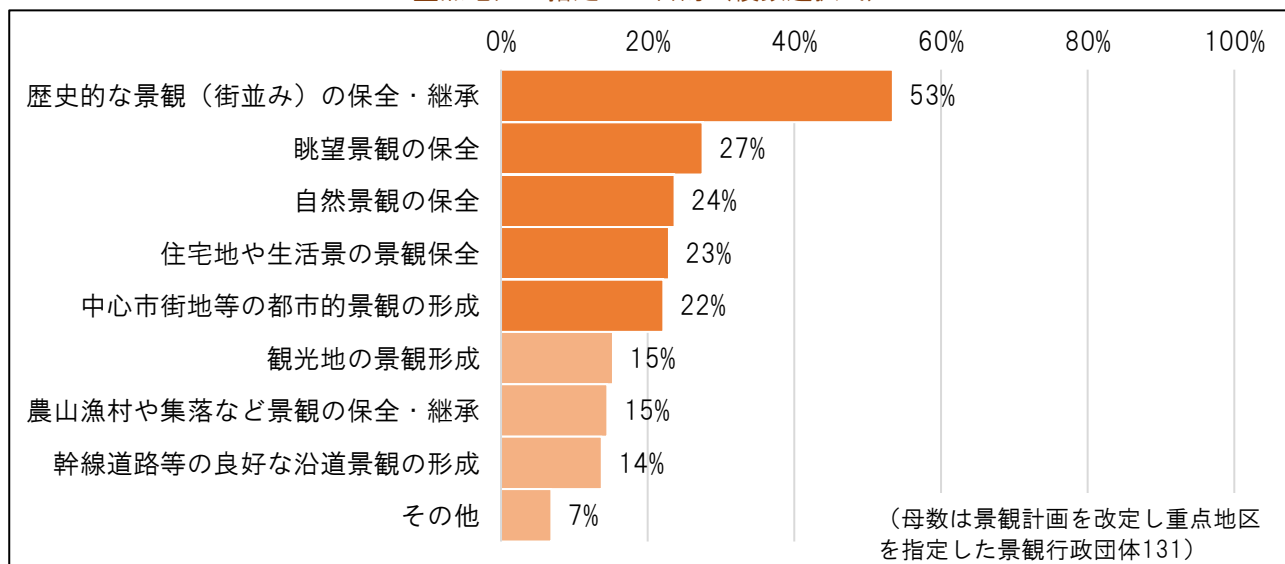
内容	定量基準の設定・変更	・ 景観の規制誘導の中で、企業等から企業イメージを明確化するＣＩカラーやアクセントカラーを用いるために、適用除外の措置などを求められる事例が生じていたことから、重点区域とそれ以外の景観計画区域において、周辺景観との調和及び良好な景観形成に支障のない程度に限り、アクセントカラーの色彩基準を導入した。 ・ 都市計画及び関係法令への整合性の確保と、他関連事業並びに市民や事業者等からの要望を踏まえ、より実効性をもって景観づくりを誘導するため、行為の制限（高さ制限・敷地内緑化）に関する事項を変更した。
	地区ごとの基準等の設定	・ これまで市域一律であった景観形成基準について、地域特性や計画規模に応じたものとするため、景観計画区域を設定し、規模や地域に応じた景観形成基準を設定した。
	届出対象・景観形成基準の更新	・ 景観づくりの基準について、定性的な表現は捉え方によって意図していない解釈をされかねないため、分かりやすい表現へと具体化した。 ・ 眺望景観、夜間景観について形成方針・基準を充実させた。
検討方法 や検討過程	地区住民との協議	・ 景観形成重点地域を追加するにあたって、行政が単独で決定するのではなく、地域で作成。地域住民や市民とまち歩きやワークショップを重ね、地域の魅力や特長を共有したうえで地区や基準を作成した。 ・ 重点地区とするための景観形成基準案について、地域会議で調整し区域内の地権者の一定の合意のもと、住民提案制度を活用し重点地区の指定を進めた。
	土地利用区分等他制度との連携	・ 建築物の用途ごとに景観形成基準を定めていたが、まとまりのある街並みを目指して、都市マスタープランの土地利用区分ごとに景観形成基準を定めた。 ・ 立地適正化計画の都市機能誘導区域に合わせて、景観計画では「都市景観促進地区」を定め、都市拠点及び地域拠点にふさわしい良好な都市景観の形成を推進する地区とした。
	権利者への周知	・ 景観形成重点地区を指定するにあたり、土地・建物所有者へのアンケートや取組状況の周知などを逐一行った。 ・ 地元説明会や関係団体に説明を行い、幅広く協議を行った。

2) 重点地区に関する改定について

①重点地区に指定した目的

・「歴史的な景観（街並み）の保全・継承」が53%と最も多いです。次いで「眺望景観の保全」が27%、「自然景観の保全」「住宅地や生活景の景観保全」「中心市街地等の都市的景観の形成」が2割強と続きます。

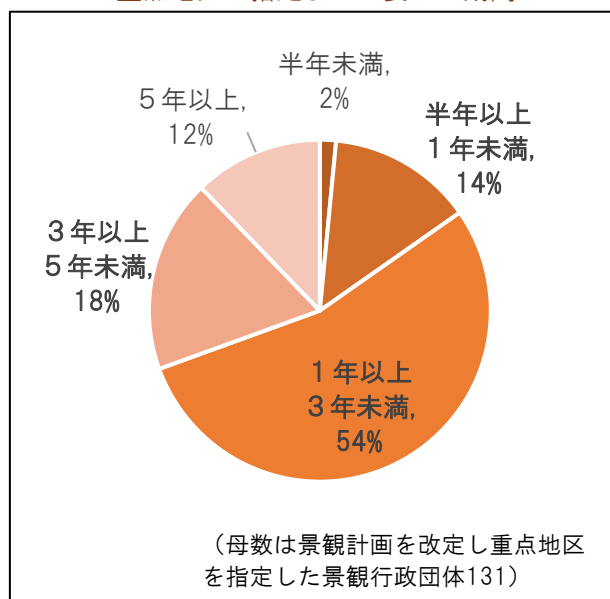
重点地区に指定した目的（複数選択式）



②重点地区の指定までに要した期間

・「1年以上3年未満」が54%と最も多く、次いで「3年以上5年未満」が18%、「半年以上1年未満」が14%となっています。

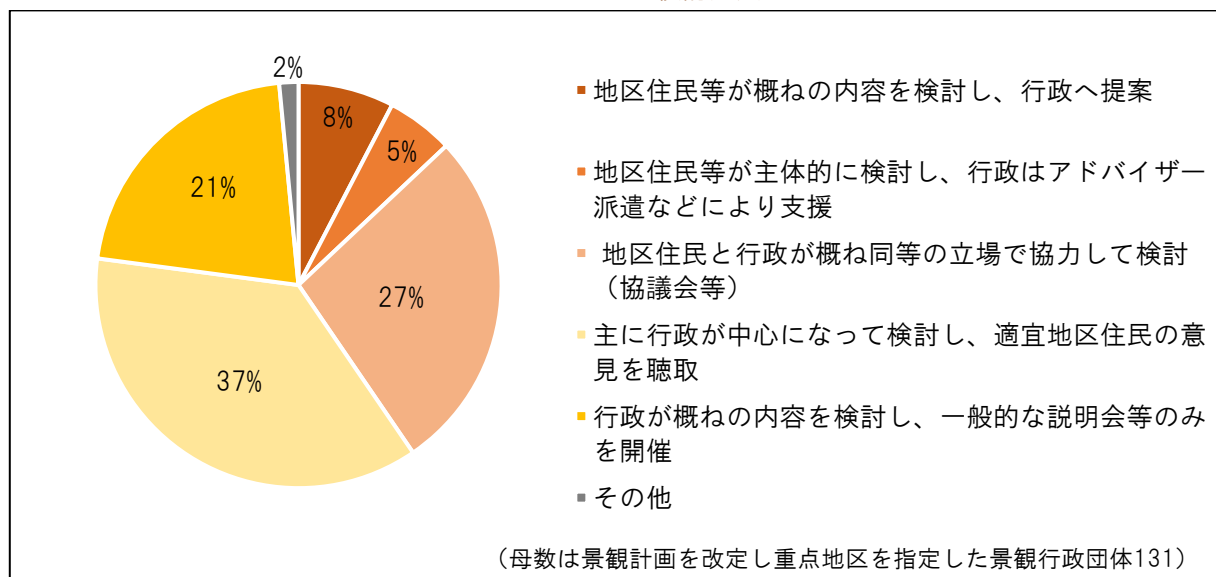
重点地区の指定までに要した期間



③地区住民との合意形成や検討の方法

- ・「主に行政が中心になって検討し、適宜地区住民の意見を聴取」が367%と最も多いです。次いで、「地区住民と行政が概ね同等の立場で協力しながら検討（協議会等）」が27%、「行政が概ねの内容を検討し、一般的な説明会等のみを開催」が21%です。
- ・その他の内容は、開発段階に指定しており、地権者は開発事業者のみであり、地区住民との合意形成はしていないなどです。

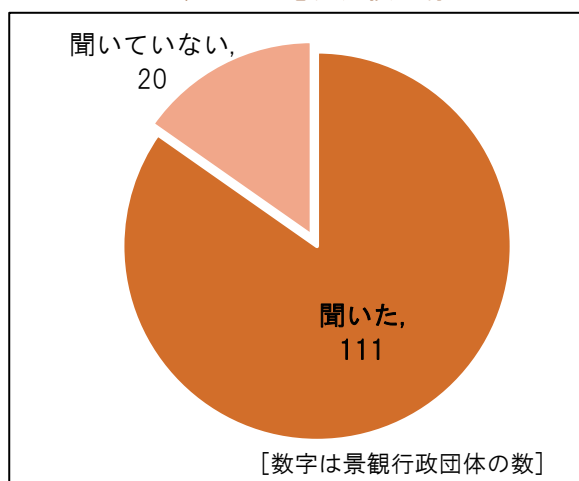
重点地区の検討方法



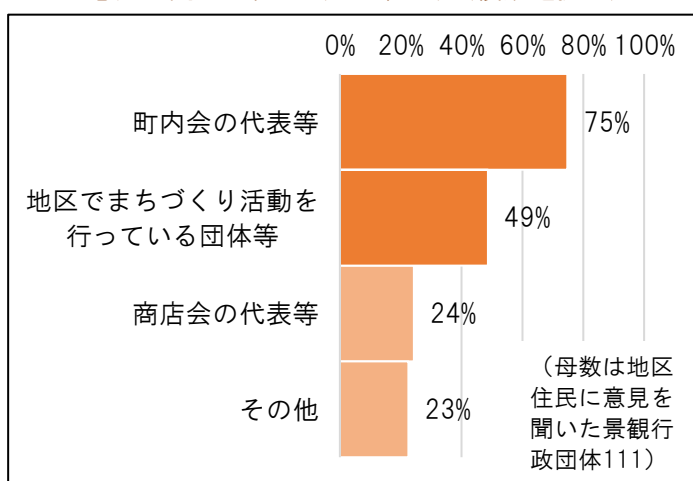
④重点地区の検討にあたって意見を聞いた地域の住民や団体

- ・地区住民に意見を聞いているのは111団体（85%）である。
- ・意見を聞く相手として多いのは「町内会の代表等」で、次いで「地区でまちづくり活動を行っている団体等」に意見を聞いています。

地区住民との意見交換の有無



意見を聞いた相手（地区住民）（複数選択式）



⑤地区住民との検討にて工夫した点

・地区住民とともに検討する際に工夫した点として、次のようなことが挙げられています。

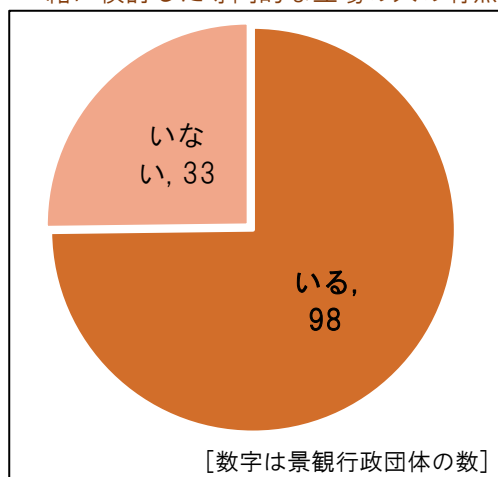
周知方法を工夫した	- 定期的に基準案や会議内容等をまとめたニュースを配布し、地区住民に対して情報提供を行った。 - ワークショップ開催、アンケート実施、協議会の立ち上げなど、事前の調整や検討は、時間をかけて丁寧に行った。 - 地区住民に関心を持ってもらえるよう、楽しんで参加できるワークショップ等を企画し、地域の魅力や個性を生かした景観づくりに取り組んだ。 - 町内会の回覧等を活用することで、地域住民への周知がスムーズに行えた。 - 全地権者に重点地区指定に関する説明を直接実施し、意見や合意をいただいた。
地域のキーマンと一緒に検討を進めた	- 町内会や商工会の代表者やまちづくり活動を行っている団体等にこまめに相談することで、区域や基準の検討がスムーズに進んだ。 - 他自治体の視察やワークショップ、まち歩き、ニュース配布等を行い、専門家だけでなく、自治会や商店会の代表者による市民の意見を取り入れた。
まちづくり活動団体等が主体となって検討した	- 地区内でまちづくり活動を行っている団体に検討の進行や資料説明等を担ってもらい、検討の場を主体的に運営してもらった。 - 事前に地区住民でまちづくり活動の団体を組織し、団体代表者を通して協議を行ったため、町内会、商店会との合意形成がスムーズに進んだ。
地区外の住民等への意向調査を実施した	地区住民だけでなく隣接する地区の住民や、地区内の公園来訪者に対しても意向調査を行った。
助成制度を創設した	助成制度を設けることで既存不適格の改善行為について理解を得られた。

⑥一緒に重点地区の検討をした専門的な立場の人とその狙い

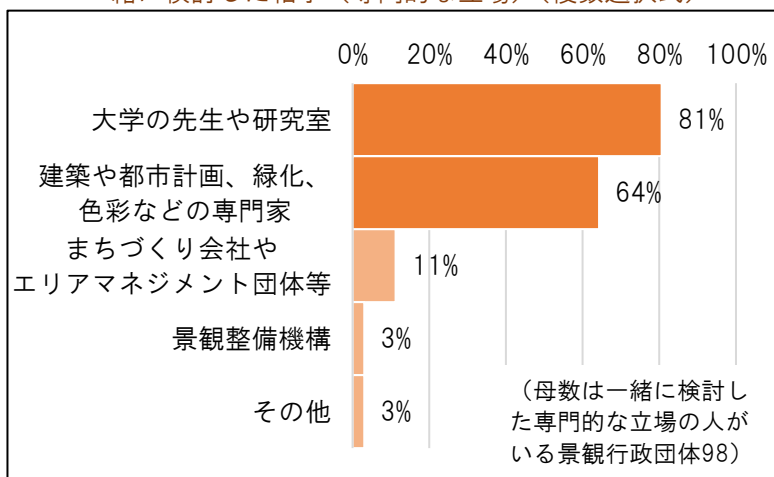
・一緒に検討した専門的な立場の人がいるのは98（75％）である。

・最も多いのは「大学の先生や研究室」で、次いで「建築や都市計画、緑化、色彩などの専門家」となっています。

一緒に検討した専門的な立場の人の有無



一緒に検討した相手（専門的な立場）（複数選択式）



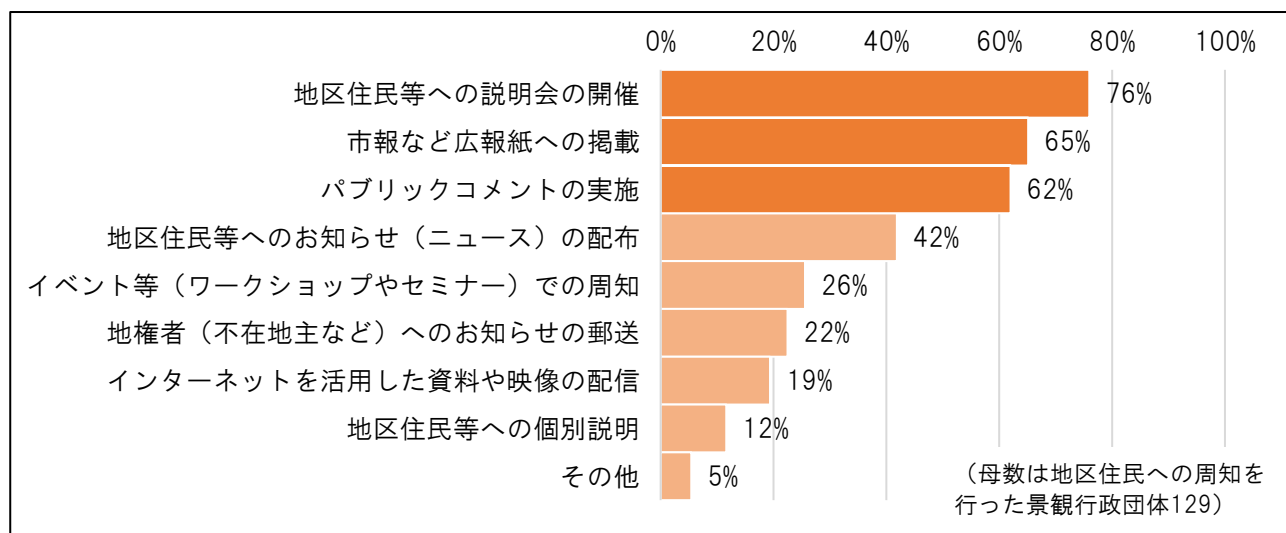
・専門的な立場の人と一緒に検討した狙いとしては、次のことが挙げられています。

専門的な知見	・ 景観審議会等の委員である学識経験者の意見を伺うことで、専門的な知見が得られた。(大学の先生や研究室) ・ 建築物や屋外広告物の色彩に関する知見を得られた。(専門家) ・ 実務的なアドバイスを得られた。(専門家) ・ 地域の景観に詳しい専門家を紹介してもらえた。(景観整備機構)
住民への効果的な周知	・ 学識経験者から住民に向けて地域の景観のすばらしさを講義してもらえた。(大学の先生や研究室) 等
地区内の既存のまちづくりの状況の把握	・ 地域のまちづくりの状況について話を聞くことができた。(まちづくり団体等)
大学研究室との検討	・ 大学の研究室とともにワークショップやイベント、調査等を実施することができた。(大学の先生や研究室)
行政と地域間の調整	・ 地区住民が主体となって重点地区を指定する際に、行政と地区住民の間に入ってもらうことができた。(専門家、まちづくり団体等) 等

⑦地区住民への周知の方法

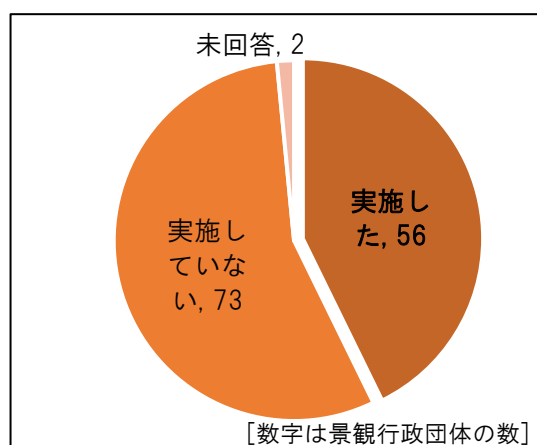
- ・ 地区住民への周知を行っているのは 129 団体（98％）である。
- ・ 周知の方法は、「地区住民等への説明会の開催」が最も多く、次いで「市報など広報誌への掲載」「パブリックコメントの実施」となっています。

地区住民への周知の方法（複数選択式）



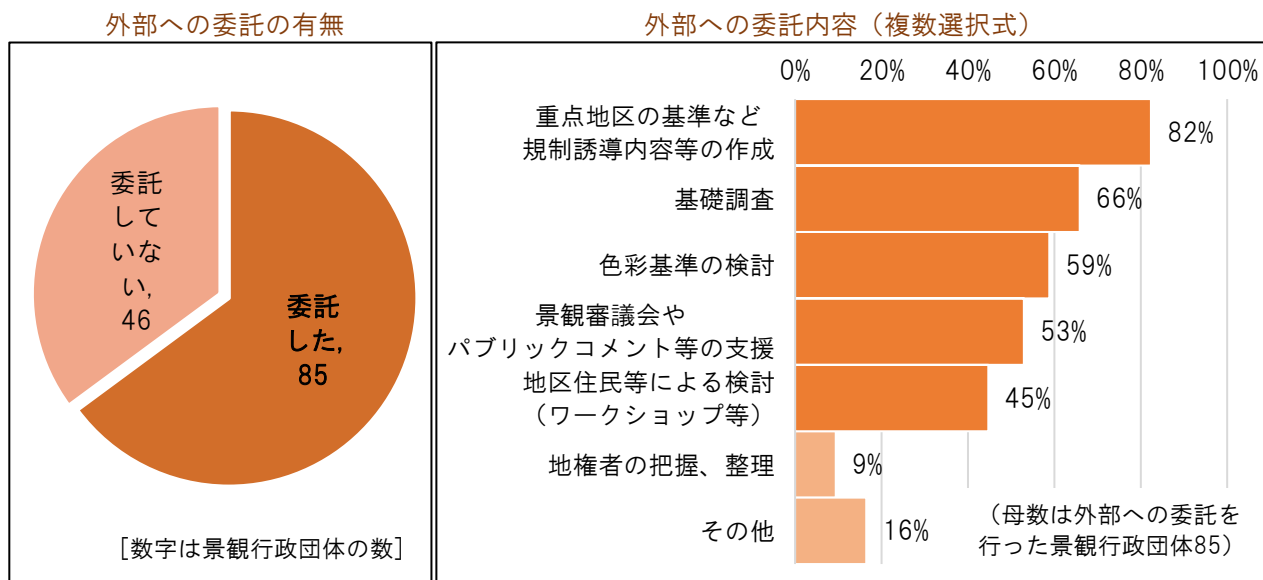
⑧地区内の地権者の詳細な把握・整理の有無

- ・ 「実施した」が 56 団体（43％）、「実施していない」が 73 団体（56％）となっています。

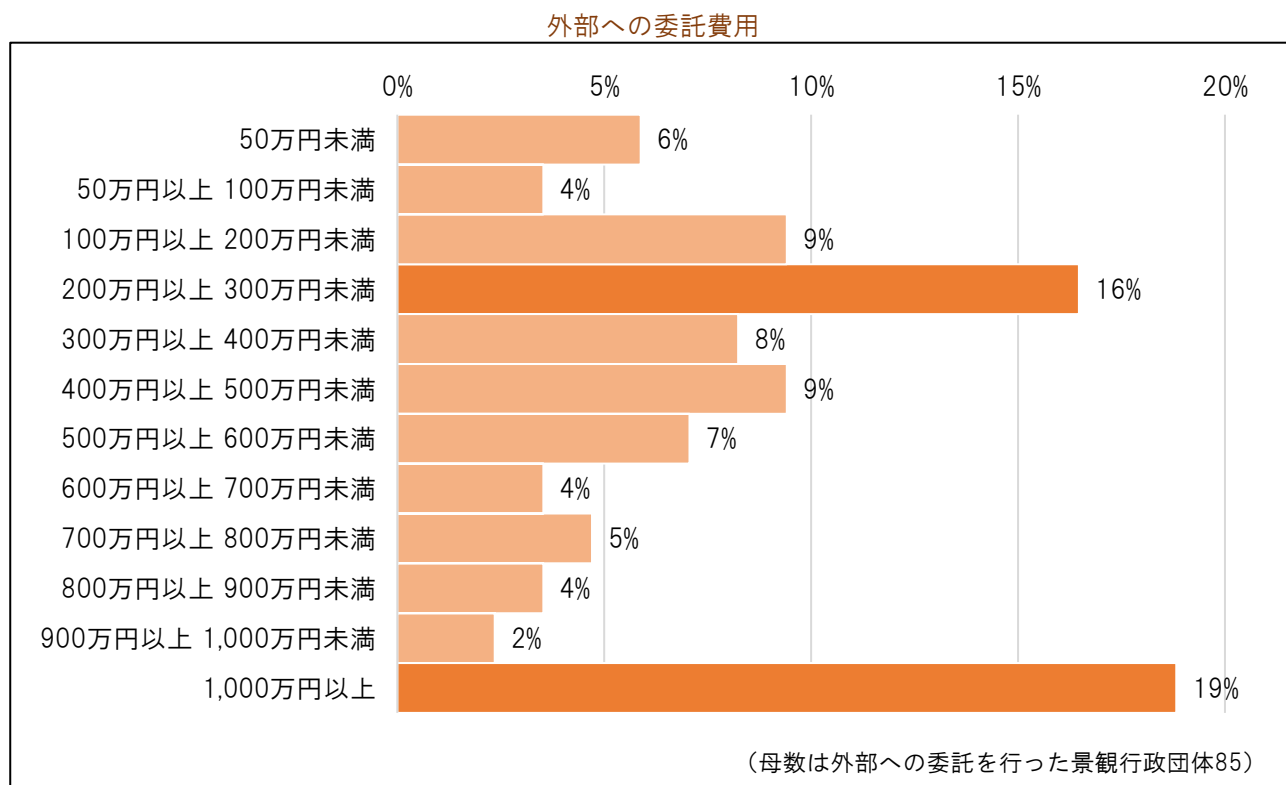


⑨外部への委託の有無とその内容、委託費

- ・外部への委託を行ったのは85団体（65%）である。
- ・委託内容として多いのは「重点地区の基準など、規制誘導内容等の作成」で、次いで「基礎調査」「色彩基準の検討」「景観審議会やパブリックコメント等の支援」「地区住民等による検討（ワークショップ等）」を委託しています。



- ・委託費用で最も多いのは「1,000 万円以上」の 19%、次いで「200 万円以上 300 万円未満」が 16%と、2 極化しています。



⑩特に力を入れた点

・重点地区の指定に際し特に力を入れた点については、次のようなことが挙げられています。

丁寧な周知啓発活動	・ 住民の景観意識を醸成するため、全戸アンケートやモニターツアー、住民ワークショップを実施した。 ・ 地区住民に興味・関心を持ってもらえるよう、勉強会を複数回開催した。 ・ 同様に規制や届出の義務がある制度（地区計画や建築協定など）と比較できる資料を作成することで、景観法による重点地区以外の方法も提示しながら、住民の意思形成を行った。
ガイドブック等の作成	・ 地区住民や事業者の参考となるよう、建築物等の事例と配慮事項をまとめたデザインガイドや解説本を作成した。
定量的な基準の設定	・ 出来る限り定量的な基準を示した。
眺望景観	・ 主要な視点場からの眺望景観の保全に力を入れた。
地域が主体の検討組織づくり	・ 行政が主導しつつも、少しずつ地域住民主体の組織運営に移行するようにした。 ・ 地区住民が主体になって検討を進められるように、地区住民から構成する協議会を設置した。
関連部局との調整	・ 国道沿道を重点地区に指定するにあたり、道路工作物の色彩制限がかかることになったため、国道管理部局と協議を行った。
スピード感のある検討・指定	・ 地元住民等の機運が高まっている契機を逃さないよう、スピード感をもって取り組んだ。
新型コロナの感染防止に対応した周知活動	・ 新型コロナウィルスによって自治会回覧の中止や全体説明会の開催が困難な状況であったため、個別説明会の開催や景観形成基準等の内容を記載した通信の送付等により、地域住民への合意形成や周知に取り組んだ。

4-2. 景観計画策定・運用に関するアンケート調査（平成30年度）

本アンケートは、平成30（2018）年度に景観計画策定・運用する際の状況について、自治体へのアンケート調査結果（アンケート調査の概要は下段参照）を整理したものです。

これから景観計画の策定を検討する自治体の参考になるように、既に景観計画を策定した自治体における計画策定や運用時の取組内容や工夫点について、整理しています。

「景観計画策定・改定の手引き」の作成にあたり、平成31（2019）年3月に公表した「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」を再編集したものです。

<目次>

（1）景観計画の策定・運用時の取組事例

1）景観計画策定時の体制

- ① 計画策定の検討体制
- ② 計画検討にかかる住民参加等の実施状況
- ③ 検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換
- ④ 景観計画策定に当たっての外部委託の有無
- ⑤ 委託期間
- ⑥ 委託金額
- ⑦ 外部委託をしない場合の検討方法

2）景観計画の策定や運用にかかる工夫点

- ① 景観特性の把握
- ② 住民による景観まちづくりの推進
- ③-1 少ない人員での計画策定
- ③-2 少ない人員での計画運用
- ④ 関係部局との連携
- ⑤ 合併市町村における景観計画の策定

（2）景観まちづくりの進捗や効果の測り方

●アンケート調査の概要は以下のとおりです。

対 象：	全国全ての自治体（1,788自治体）	回答数：	1,750自治体	回収率：	98%
期 間：	平成30年12月～平成31年1月				
主な設問：	景観計画の策定・運用時の取組状況、景観計画の策定・運用にかかる工夫点 景観まちづくりの効果の測り方、個別の景観課題への取組状況				

（１）景観計画の策定・運用時の取組事例

- ・景観計画を策定・運用する際の取組内容について、景観計画策定済みの自治体の回答結果（回答数 532 自治体）から、集計・把握すると共に、自治体の人口規模別に回答内容を分類することで、自治体規模別の取組状況及び傾向を整理しました。

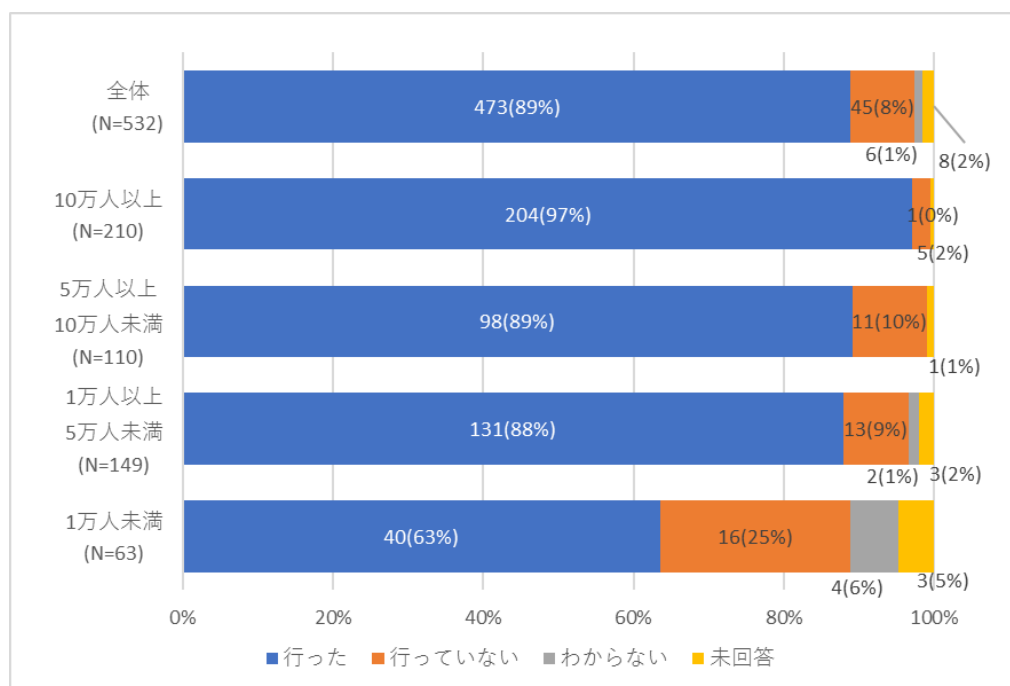
１）景観計画策定の検討体制

①計画策定の検討体制

- ・景観計画策定時の検討体制について、i「専門家を中心とした検討委員会」、ii「庁内の部課長による検討組織」、iii「担当職員を中心としたワーキンググループ」、iv「住民を中心とした検討組織」のそれぞれの取組状況を把握、整理しました。
- ・また、「その他の方法」について把握・整理するとともに、検討体制のうち、多くの自治体で行われている方法や人口規模別の取組状況の違い等についても整理しました。

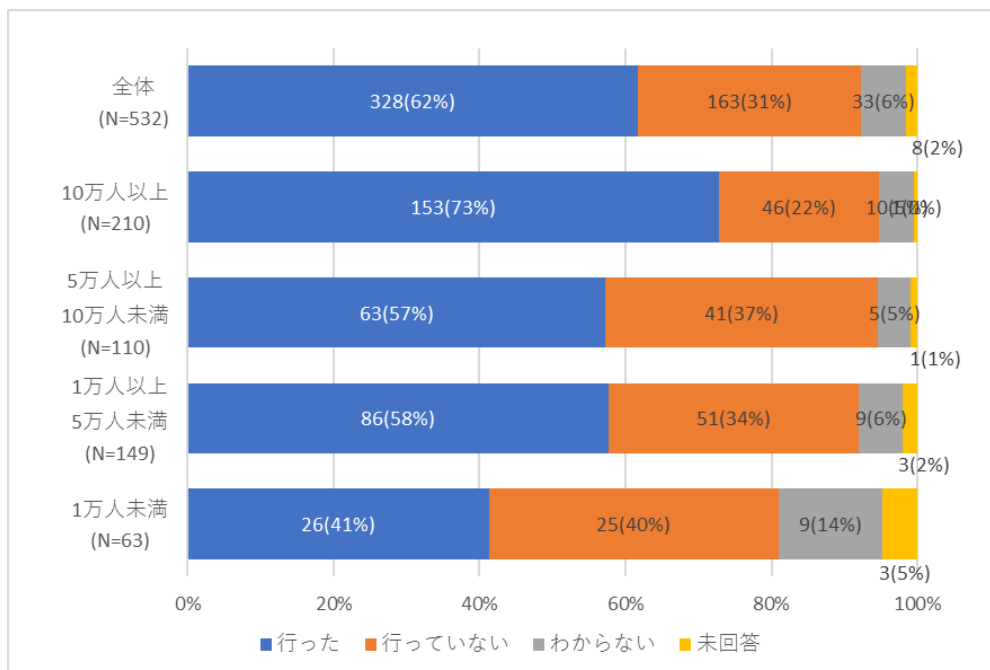
i「専門家を中心とした検討委員会」の実施

- ・「専門家を中心とした検討委員会」は、自治体全体の 89%で実施されています。
- ・人口規模別に傾向を整理すると、10 万人以上では 97%が実施、1 万人以上 10 万人未満においては 88～89%が実施しているのに対し、1 万人未満の自治体では、63%の実施率に留まっています。



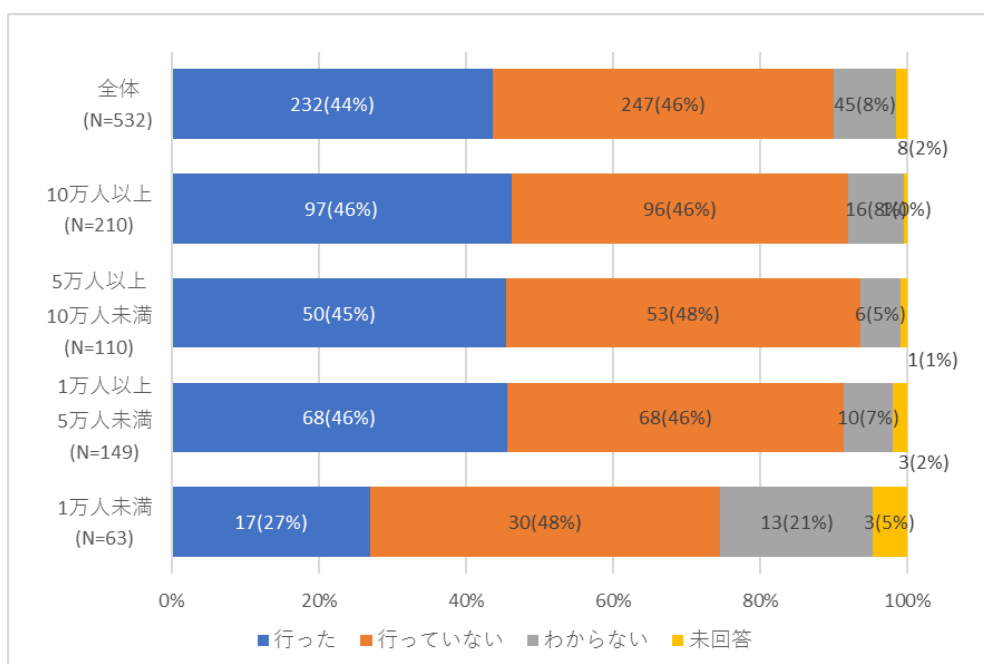
ii 「庁内の部課長による検討組織」の実施

- ・「庁内の部課長による検討組織」は、自治体全体の62%で実施されています。
- ・人口規模別に傾向を整理すると、10万人以上では73%が実施しているのに対し、10万人未満では57%、5万人未満では58%、1万人未満では41%と人口規模が小さくなるに従って実施率が低くなる傾向がみられます。



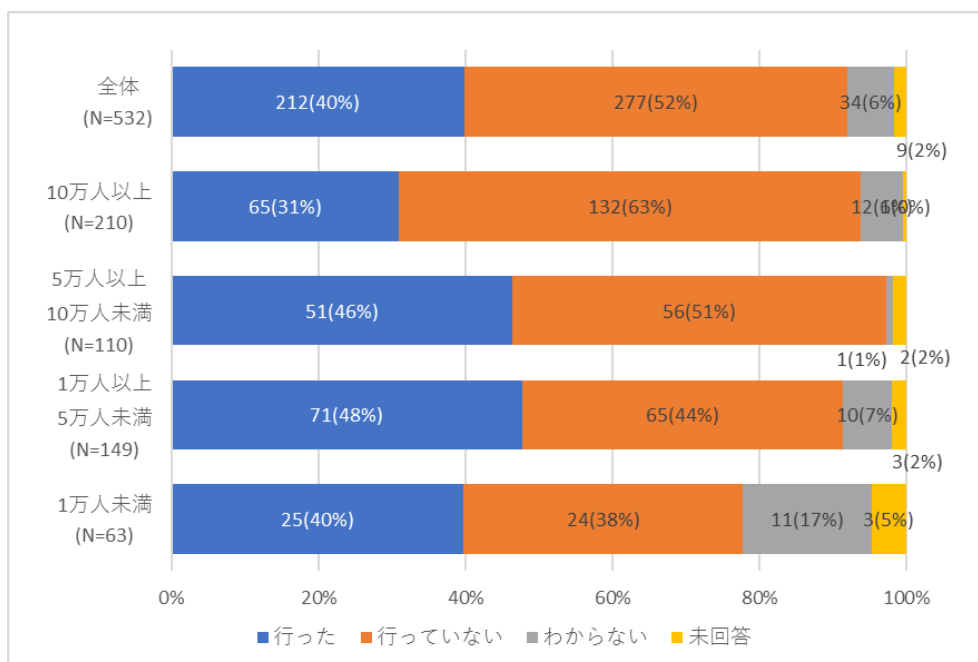
iii 「担当職員を中心としたワーキンググループ」

- ・「担当職員を中心としたワーキンググループ」は自治体全体の44%で実施されています。
- ・人口規模別に傾向を整理すると、1万人以上では45~46%が実施しているのに対し、1万人未満では27%と他の人口規模と比較して実施率がかなり低くなる傾向がみられます。



iv 「住民を中心とした検討組織」

- ・「住民を中心とした検討組織」は自治体全体の40%で実施されています。
- ・人口規模別にみると、10万人以上では31%の実施率であるのに対し、10万人未満の自治体では40～48%の実施率であることから、当該取組は人口規模が大きい自治体より、中、小規模の自治体の方が、当該取組を行っているという傾向が把握できます。



その他の方法

- ・上記に示した以外の方法としては、以下のようなものがあげられています。
 - 大学の研究室との協働による検討組織（小委員会）を立ち上げた
 - 世界遺産登録推進の一環で、重要文化的景観に向けた取組として周辺地域7市町村が統一的に実施（世界文化遺産登録推進の郡市事務局（代表市教育課内）が調整）
 - 景観審議会について専門家中心とせず流域住民にも参加いただいた

全体傾向について

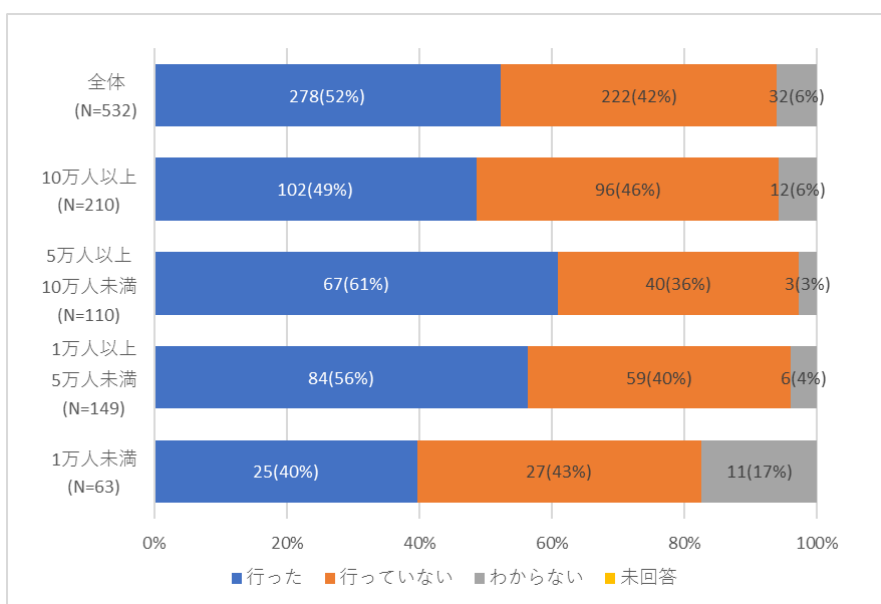
- ・これらの結果から、景観計画策定時の検討体制の具体的な方法は、いくつかのバリエーションがあることがわかりました。
- ・最も多くの自治体で実施されているのは、「専門家を中心とした検討委員会」ですが、「庁内の部課長による検討組織」も半数以上の自治体で実施されていますし、「担当職員を中心としたワーキンググループ」や「住民を中心とした検討組織」も4割程度の自治体において実施されていることがわかりました。
- ・また、人口規模が大きい自治体ほど「専門家を中心とした検討委員会」の実施率が高いのに対し、人口規模が小さい自治体において、「住民を中心とした検討組織」の運営などは、人口規模が大きい自治体よりも実施率が高く、身の丈にあった検討方法を実施していることも把握することができました。

② 計画検討にかかる住民参加等の実施状況

- ・計画検討にかかる住民参加等の実施状況について、i「アンケート」、ii「ワークショップ」、iii「説明会」、iv「パブリックコメント」のそれぞれの取組状況を把握、整理しました。
- ・また、「その他の方法」を把握・整理するとともに、住民参加等の実施状況のうち、多くの自治体で取り組まれている方法や人口規模別の取組状況の違い等についても整理しました。

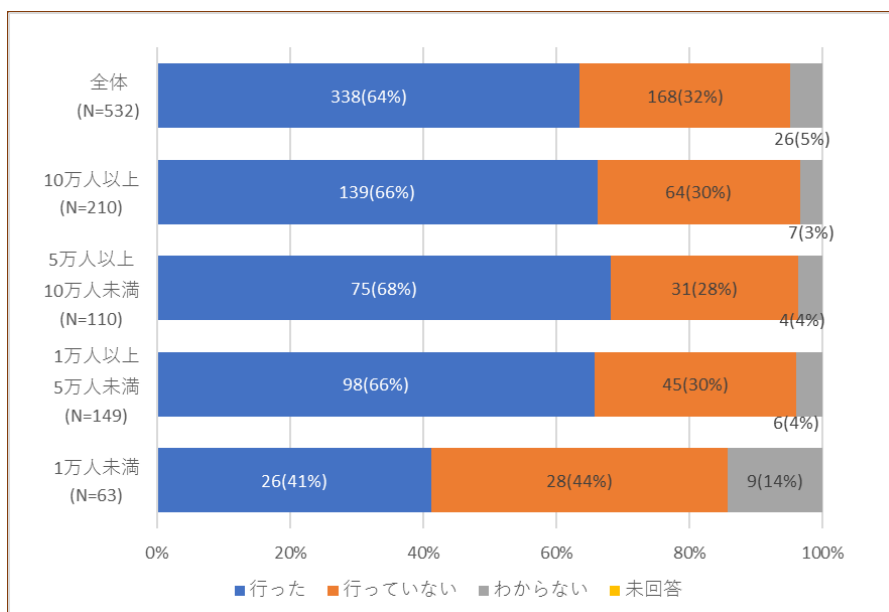
i 「アンケート」

- ・52%の自治体が住民参加等の実施方法として「アンケート」を実施しています。これを人口規模別にみると、5万人以上10万人未満が61%と最も実施している割合が高いのに対し、1万人未満の自治体では、40%に留まるという傾向がみられます。



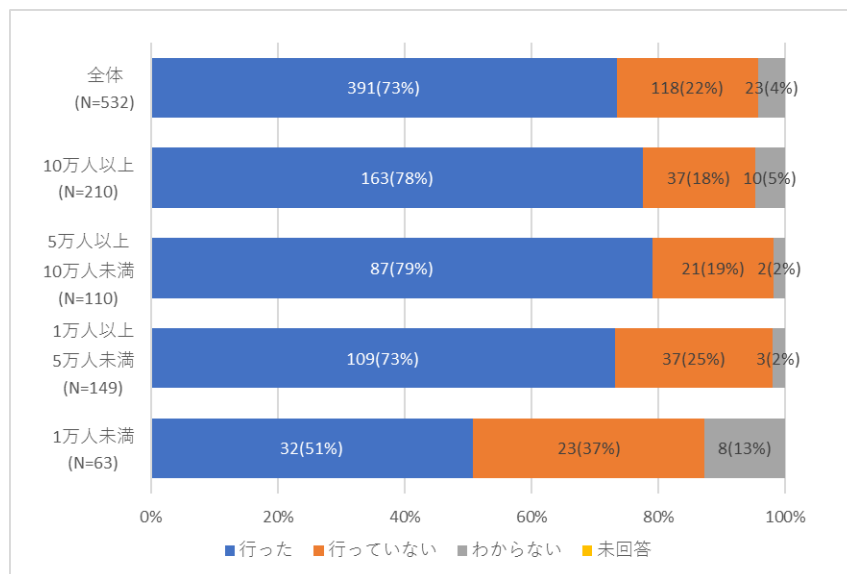
ii 「ワークショップ」

- ・64%の自治体が住民参加等の実施方法として「ワークショップ」を実施しています。
- ・これを人口規模別にみると、1万人以上の自治体では、66%以上が当該方法を実施していますが、1万人未満の自治体では、41%に留まるという傾向がみられます。



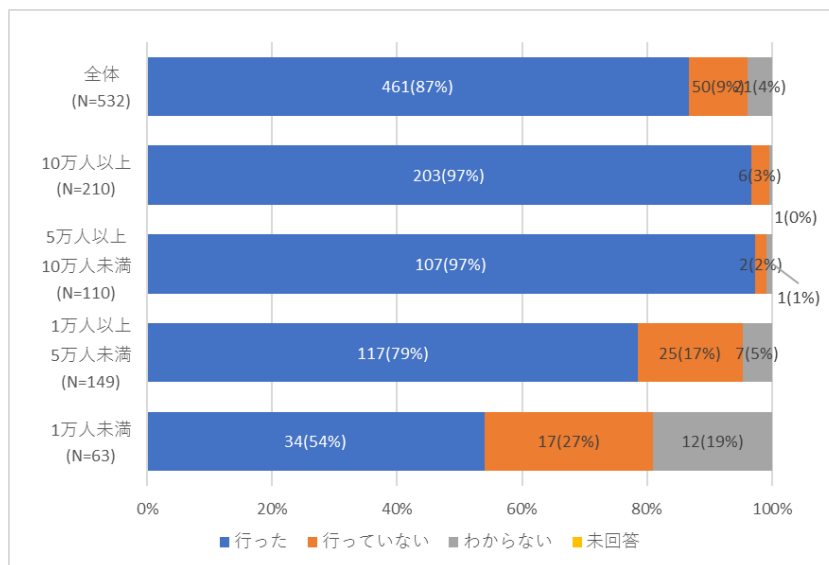
iii 「説明会」

- ・ 73%の自治体が住民参加等の実施方法として「説明会」を実施しています。
- ・ これを人口規模別にみると、1 万人以上の自治体では、7 割以上が当該方法を実施していますが、1 万人未満の自治体では、5 割程度に留まるという傾向がみられます。



iv 「パブリックコメント」

- ・ 87%の自治体が住民参加等の実施方法として「パブリックコメント」を実施しています。
- ・ これを人口規模別にみると、5 万人以上の自治体では、97%が当該方法を実施していますが、5 万人未満 1 万人以上では 79%、1 万人未満では、54%という状況であり、人口規模で実施状況がかなり異なります。



その他の方法

- ・ その他の方法としては、以下のようなものがあげられています。
 - フォーラム、セミナー、意見交換会の開催
 - コンテストの実施
 - まち歩きの実施

全体傾向について

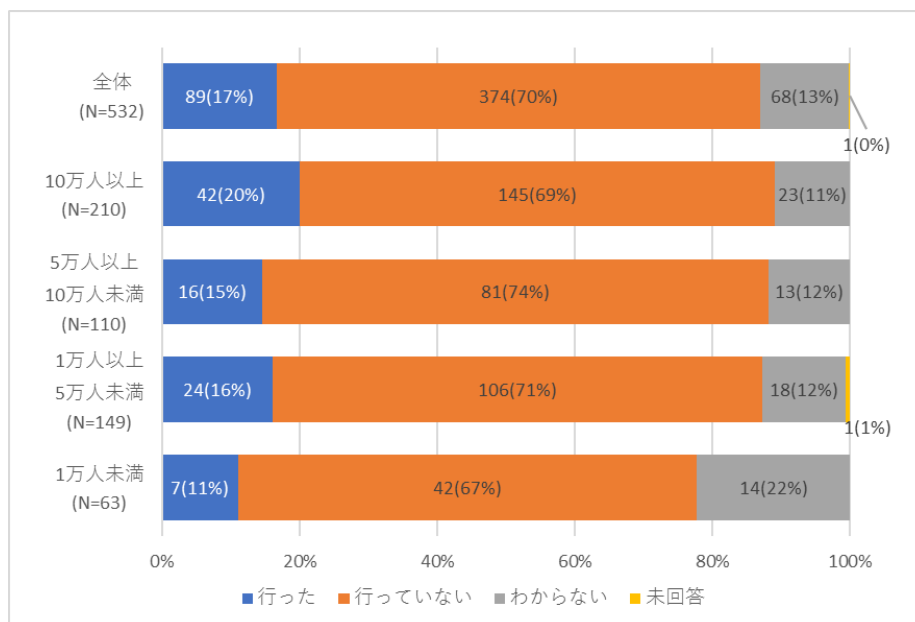
- ・これらの結果から、景観計画検討時の「住民参加等の実施方法」についても、検討体制同様、いくつかのバリエーションがあることが把握できました。
- ・整理した4タイプのうち、最も多く実施されているのは、「パブリックコメント」の87%で、次いで「説明会」の73%と続きます。また、「ワークショップ」は64%、「アンケート」は52%の自治体で実施されています。
- ・人口規模別の取組状況の整理からは、人口規模が5万人未満になると「パブリックコメント」の実施が5万人以上の自治体より実施率が低くなることや、1万人未満になるといずれの方法についても他の人口規模に比べ、実施率がかなり低いことが明らかになりました。

③ 検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換

- ・景観計画検討にかかる関係団体等への周知・意見交換の方法について、i「アンケート」、ii「事業者団体等への個別ヒアリング」、iii「説明会」のそれぞれの取組状況を整理しました。
- ・また、「その他の方法」や検討に当たって実際にやりとりを行った「主な対象者」についても整理すると共に、関係団体等への周知・意見交換の実施状況のうち、多くの自治体で取り組まれている方法や人口規模別の取組状況の違い等についても整理しました。

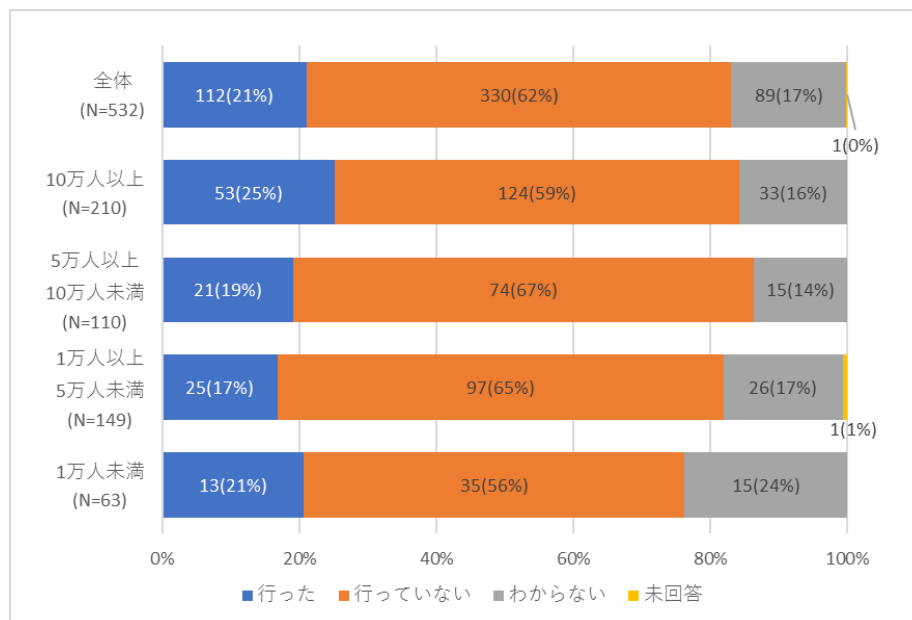
i 「アンケート」

- ・検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換の方法として「アンケート」を実施している自治体は17%程度で、あまり多くはありません。これを人口規模別にみると、10万人以上の自治体では20%、1万人以上の自治体では15~16%が当該方法を実施していますが、1万人未満の自治体では、11%に留まるという傾向がみられます。



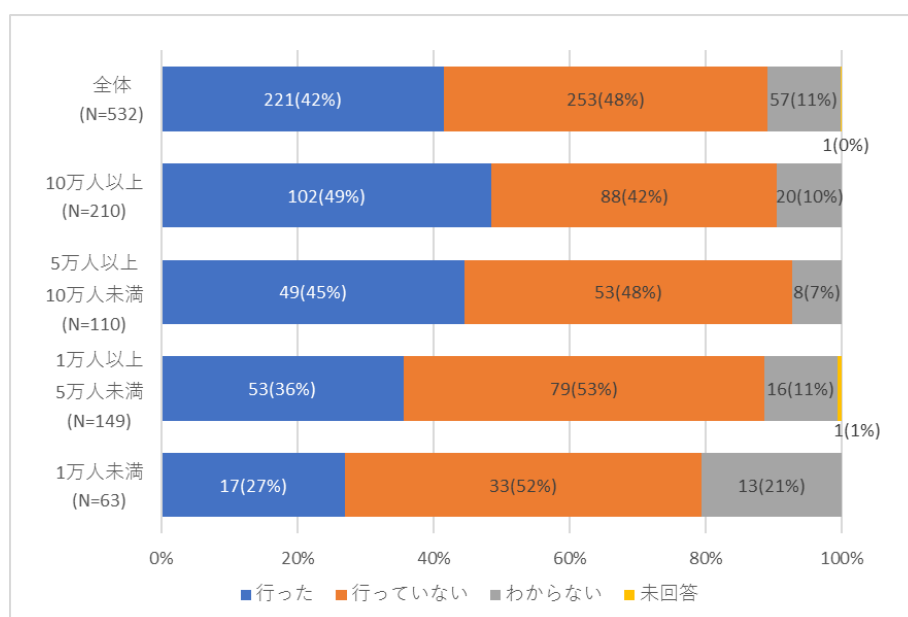
ii 「事業者団体等への個別ヒアリング」

- ・検討体制にかかる関係団体への周知・意見交換として「事業者団体への個別ヒアリング」を実施している自治体は 21%です。
- ・これを人口規模別にみると、10 万人以上の自治体で 25%が実施、1 万人未満の自治体で 21%が実施と、20%以上が実施していますが、1 万人以上 10 万人未満の自治体では 17~19%の実施という状況がみられます。



iii 「説明会」

- ・検討体制にかかる関係団体等への周知・意見交換として「説明会」を実施している自治体は 42%です。
- ・これを人口規模別にみると、10 万人以上の自治体では 49%、5 万人以上 10 万人未満では 45%で実施していますが、1 万人以上 5 万人未満は 36%、1 万人未満が 27%と人口規模が小さくなるほど実施率が低くなっている傾向がみられます。



その他の方法

・上記に示した以外の方法としては、以下のような取組が行われています。

- 策定委員会への事業者の参加
- 地域単位で事業者へのグループヒアリング
- 意見交換会、研修会の開催
- 策定後の周知（資料配布、説明等）

全体傾向について

- ・これらの結果から、景観計画検討時の「関係団体等への周知・意見交換」の方法についても、いくつかのバリエーションがあることが把握できました。
- ・整理した3タイプのうち、最も多く実施されているのは、「説明会」の42%で、「事業者への個別ヒアリング」が21%、「アンケート」17%と比較すると、実施率が高いです。
- ・人口規模別の取組状況の整理からは、全体傾向としては、人口規模が大きい自治体ほど、実施率が高く、小さい自治体ほど実施率が低いことがわかります。
- ・また、その他の方法で整理していますが、策定委員会に事業者が参加していると回答した自治体が一定程度みられました。

関係団体や事業者としての主な対象者について

- ・関係団体や事業者への周知にあたり、具体的に対応した対象者は以下のような団体で、大枠として地域住民、有識者、地域の関係団体に分類されます。
- ・これらのうち、地域の関係団体については、地域の景観構成要素（土地利用状況）や地元団体の有無等によって非常に多様であり、各々の地域ならではのバリエーションがみられます。

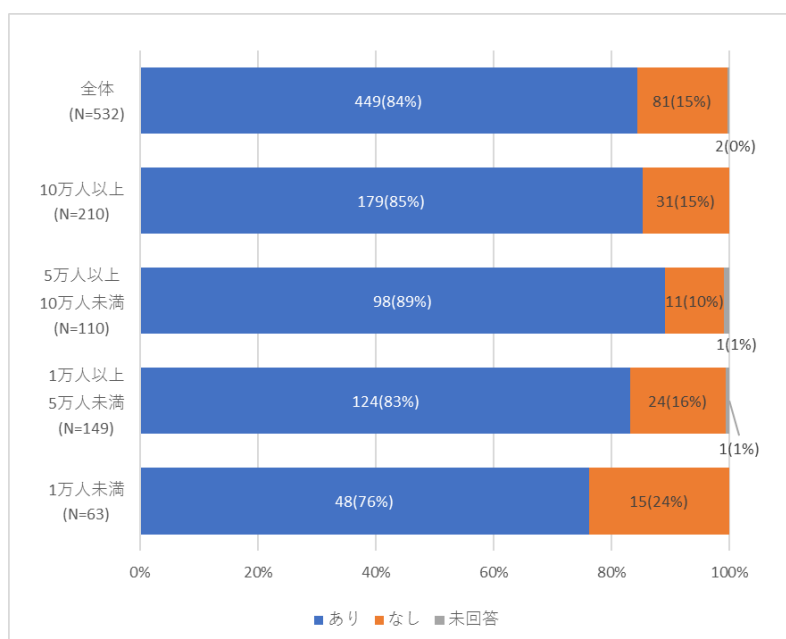
（取組例）

地域住民（組織・団体）		自治会・町内会、まちづくり団体、重点区域関係団体、景観関連団体、町並みを守る会、青年会議所 等
有識者		学識経験者、樹木医、カラーコーディネーター 等
地域の 関係団体	建築、不動産関連	建築士会、建築家協会、建設業者、宅地建物取引業協会、不動産協会団体、民間建築確認検査機関 等
	農業	農業関係者（組合、委員）、農協、酪農家 等
	漁業	漁業組合
	林業	森林組合
	商業	商工会、商店会
	工業	市内に大規模な工場を持つ事業者 等
	旅館業	旅館関係者
	通信	通信会社
	電力	電力会社
	交通	鉄道会社、バス・タクシー会社
	観光	観光協会
	屋外広告物	屋外広告物事業者、塗装広告事業組合 等
	歴史・文化	文化財保護審議会、寺 等
	福祉	視覚障害者協会、保健福祉医療関連の団体 等

※アンケート 297 自治体の回答を整理しています

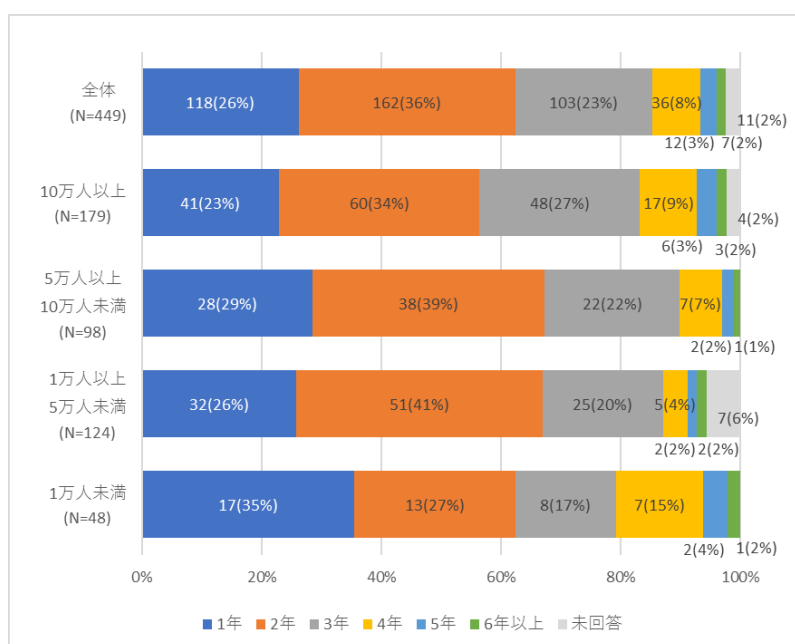
④ 景観計画策定に当たっての外部委託の有無

- ・景観計画策定に当たって、外部委託を実施している自治体の割合は84%です。これを人口規模別にみると、1万人以上の自治体では、8割以上が外部委託しているのに対し、1万人未満では76%に留まることがわかります。



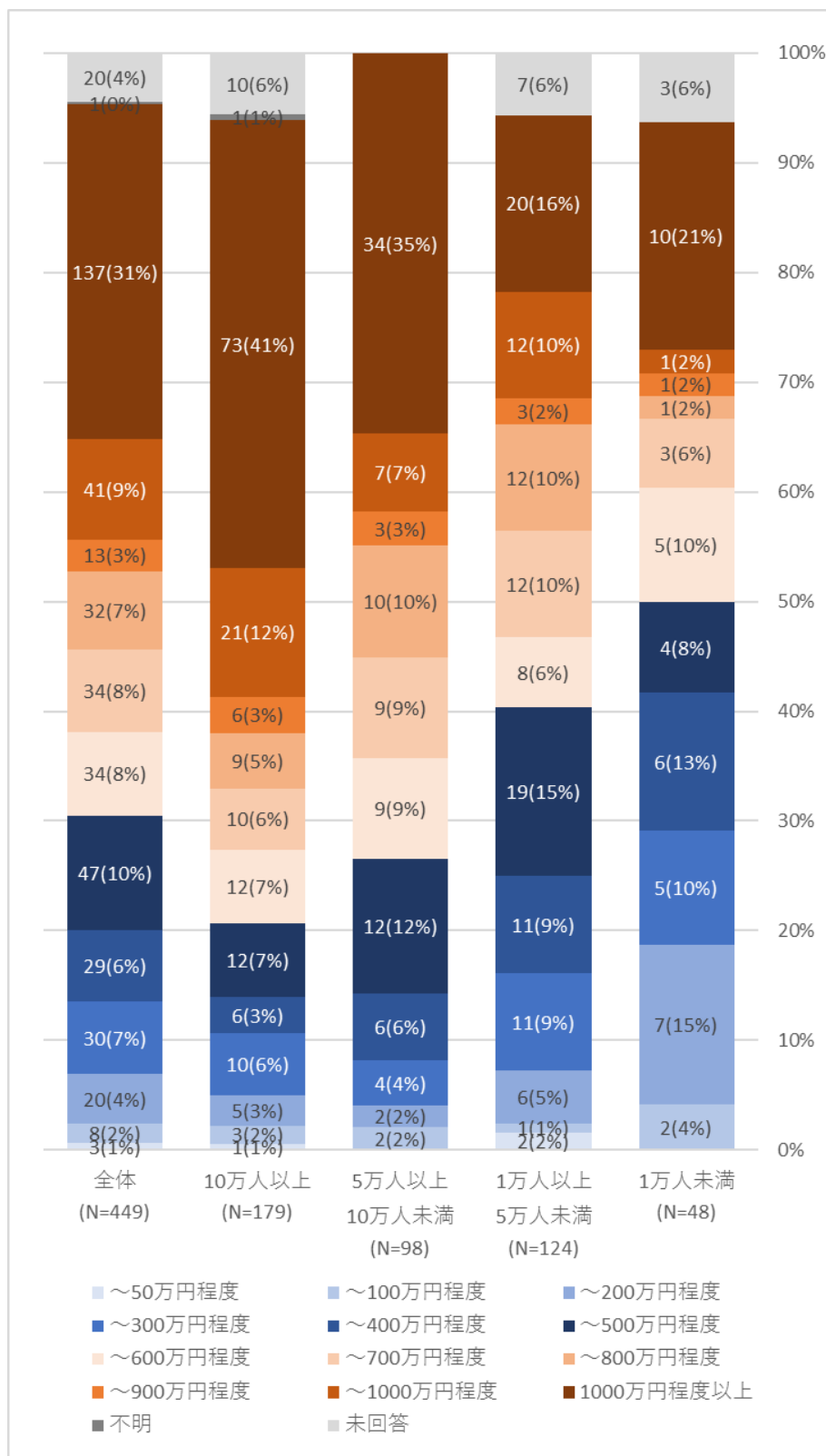
⑤ 委託期間

- ・景観計画策定に当たっての委託期間は3年以内の自治体が85%です。最も割合が大きいのは、2年の36%ですが、4年以上と回答した自治体も1割強あることがわかります。自治体の人口規模別に傾向をみると、10万人以上の場合、3年、4年の割合が高いです。一方、人口1万人未満の場合は、1年が多いものの、3年、4年の割合も一定程度の割合でみられることから、当該規模の自治体では個々の検討体制や、計画内容によって委託期間に差が出ているのではないかと推察されます。



⑥ 委託金額

- ・委託金額は1000万円超の自治体が3割程度ありますが、500万円未満も3割程度みられます。
- ・自治体の人口規模別にみると、人口規模が大きいほど、委託金額が大きくなる傾向がみられます。
- ・特に、特徴的な傾向は、人口規模が10万人以上の自治体では74%が500万円以上であるのに対し、1万人未満の自治体では、半数が500万円未満（3割弱は300万未満）と非常に差があることがわかります。



⑦ 外部委託をしない場合の検討方法

- ・ 景観計画策定にあたって、外部委託をしない場合の検討方法については、以下のような取組が行われています。

（取組例）

策定済みの景観条例や法定外計画をもとに作成	・ 既に策定されている自主条例や景観計画をもとにして策定した。
他自治体の景観計画を参考に作成	・ 既に策定されている周辺自治体や、都道府県による景観計画を参考に検討した。
専門家の助言をもとに作成	・ 有識者が出席する検討委員会等を重ねて計画を策定した。 ・ 都道府県が実施する「景観アドバイザー」派遣事業を活用した。
庁内の有志の職員による研究会を開催	・ 職員有志による「景観まちづくり制度研究会」と公募市民による「景観まちづくり市民会議」とが連携して計画案を策定した。
都道府県・周辺自治体と協働	・ 都道府県の担当部署の協力や、同一の広域にわたる景観資源を持つ周辺自治体との協働により計画を策定した。
大学・活動団体等との協働	・ 包括的連携協定を結んでいる地元大学に委託し、地元住民参加型のワークショップを実施するなどして、計画を策定した。 ・ 地元の源流域の景観に詳しいNPO団体と協力して計画を策定した。

※アンケート回答 75 自治体の回答を整理しています

2) 景観計画の策定や運用にかかる工夫点

① 景観特性の把握

- ・ 景観特性の把握方法としては、以下のような取組が行われています。

(取組例)

既往資料の活用	・ 既往の景観関連資料の活用による景観特性の把握
コンテストの実施	・ フォトコンテストや絵画コンテストの実施による地域らしい景観・景観資源の収集、表彰
住民からの意見収集	・ ワークショップ、シンポジウム、懇談会等による意見収集 ・ 住民からの景観スポットの推薦 ・ 住民からの景観資源写真の提供
アンケートの実施	・ 住民アンケート（地域らしい景観、好きな景観、良い景観 等） ・ 自治体内に転居後5年以内の住民へのアンケート （地域らしい景観、良い景観等） ・ 市外在住の市内出身者へのアンケート （地域らしい景観、好きな景観、良い景観等） ・ 地元事業者へのアンケート ・ 地域の景観活動団体へのアンケート
基礎調査の実施	・ 基礎調査実施時に専門家が参加 ・ 基礎調査実施に地域事業者・住民の参加 ・ 住民と研究会を発足させ、基礎調査を実施
ヒアリングの実施	・ 地域活動団体、地域住民等へのヒアリング ・ 観光業者へのヒアリング
まちづくり団体と協働で計画を策定	・ 景観まちづくりに関する団体を公募で選出し、協働で計画を策定
パブリックコメントで意見収集	・ パブリックコメントの際に意見収集する

※アンケート回答 379 自治体の回答を整理しています

② 住民による景観まちづくりの推進

- ・住民が主体的に景観まちづくりを推進するために自治体が工夫した点としては、以下のようなものがあります。

(取組例)

普及啓発	・ 出前講座、セミナーの実施 ・ 景観賞の創設、表彰、展覧会の実施等 ・ フォトコンテストの実施 ・ ワークショップの開催 ・ まち歩きイベント等の実施 ・ 清掃活動、花の植え付け 等 の実施
景観教育	・ 子ども向けの景観学習教育を実施
景観計画の浸透、熟成	・ 市民参加の団体、協議会等を立ち上げ、運営 ・ 地域とともに景観まちづくり指針を策定 ・ アドバイザー派遣 ・ 新たな重点地区指定の際に地元との勉強会、協議会、まちあるきを実施
助成	・ 景観まちづくり団体への助成

※アンケート回答 289 自治体の回答を整理しています

③ー１ 少ない人員での計画策定

- ・ 少ない人員で景観計画を策定するために自治体が工夫した点としては、以下のようなものがあります。
- ・ また、計画策定時から、メリハリのある景観計画区域、届出対象行為・規模を設定し、運用時の窓口における事務処理が負担にならない届出件数となるように計画している例があります。

（取組例）

外部人材の活用		・ 計画策定について、外部業者へ委託した。 ・ 景観の基礎調査、集計のみを業者に委託した。 ・ 大学の研究室に委託し、学生への課題として基準の案を提案してもらいながら、それをもとに議論した。 ・ 法規等の専門知識を有する部分等に関して、専門家や有識者に相談した。 ・ 計画策定にあたり、都道府県や広域関係部局（世界遺産登録に向けて連携している周辺市町村等）に協力を仰いだ。
既存の計画をもとに作成		・ 景観法の施行前から制定・策定していた独自の景観条例や計画等をもとに景観法に基づく景観計画を作成した。 ・ 既にある地区計画運用基準や、自然公園法に基づく公園の管理計画の基準などを参考にして景観形成基準を設定しつつ、特に加えたいもののみを追記する。
都道府県計画をベースに景観計画を検討		・ 都道府県による景観計画等を準用しつつ、景観形成基準の一部に基準を付加したり、独自に誘導したいエリアのみを重点地区として指定する。
段階的な重点地区の指定		・ 計画策定時から重点地区を指定するのではなく、段階的な指定ができるよう、策定時の計画には指定の枠組みのみを記載する。
メリハリのある計画づくり	景観計画区域の区分	・ 景観計画区域を重要度の高い限られた地域にのみ設定している。 ・ ゾーニングにより届出対象規模にメリハリをつけている。 例） ＊ 景観計画区域全域では大規模なもののみを対象に、重点地区では、より小さいものを対象とするなど、重点地区とそれ以外の地区での届出対象規模にメリハリをつけている。
	届出対象行為、規模を限定的なものとする	・ 届出対象行為、規模の設定を限定的なものとしている。
	景観形成基準等の定量化	・ 色彩や緑地率、屋根勾配等に関する基準を定量的な表現とすることで、申請者自身で基準への適合を判断しやすくしている。

③ー２ 少ない人員での計画運用

- ・少ない人員で景観計画を運用するために自治体が工夫した点として、以下のようなものがあります。
- ・事業者との窓口相談や協議の効率化を図るため、定性的な景観形成基準の「具体的な配慮項目」や「届出のマニュアル」等の情報をあらかじめ事業者に向けて公表している例があります。
- ・窓口における職員の負担を軽減するため、「職員向けのマニュアル」を作成したり、「窓口の職員の配置や分担」を工夫している例があります。
- ・特に景観への影響が大きい案件については、担当者だけではなく、有識者や専門家などによる「アドバイザー」と連携し、事業者と調整を図る例があります。

(取組例)

事業者への情報公開	具体的な配慮項目の公表	・ 景観形成基準に適合するための具体的な配慮項目を記載したガイドライン等を公表している。
	配慮項目のチェックシートの提出	・ 届出のチェックを簡便に行うためチェックシートを様式として公表し、届出時の提出を義務付けている。
	届出の手続きのマニュアルの公表	・ 窓口での事務負担を軽減するため、事業者向けに届出の流れや必要書類(チェックリストなど)、記入例を示した届出マニュアルを作成、公表している。
	情報システムの構築	・ インターネット上で閲覧できる地図システムを活用し、景観計画(重点地区等)や都市計画の情報を迅速に把握できるようにしている。
	制度の周知徹底	・ 事業者等に対して届出の必要性を周知・徹底を図るために、景観形成基準等をまとめたパンフレットを作成、配布している。
事前協議・相談	事前協議・相談の実施	・ 景観条例や景観計画の内容、届出までのスケジュール等を丁寧に説明、周知し、スムーズに届出がなされるように、届出前の事前相談を実施している。
	事前相談や届出の簡易化	・ 窓口での対応に要する時間を削減するため、メールでの事前相談や郵送での届出を可能としている。
届出窓口の事務作業の効率化	職員向けマニュアル等の作成	・ 窓口での対応職員向けに、景観形成基準への適合判断のための資料を作成している。(Q&A、審査基準のチェックリスト等)
		・ 審査基準の判断に迷うような特殊な案件については、その後も同様の案件があった際に判断が矛盾しないように、職員向けの記録簿等を作成している。
	配置・事務分担の工夫	・ 地区ごとの景観特性の把握や適切な指導など、事務手続きの効率化を図るために、地区や審査項目ごとに担当を分けている。
		・ 窓口でより専門性の高い相談が受け付けられるように技術職員を積極的に配置している。
外部人材との連携	景観アドバイザーの活用	・ 事務員の負担を軽くするため、主副担当制とし、普段から情報交換を行っている。
		・ 景観への影響が大きい案件については、有識者や専門課からなるアドバイザー、事業者、職員との三者による調整会議により協議する仕組みを取り入れている。
		・ 職員がアドバイザーにアドバイスをもらった上で、事業者と調整を図る仕組みを取り入れている。

※アンケート回答 256 自治体の回答を整理しています

④ 関係部局との連携

・関係部局との連携に際しては、以下のような取組が行われています。

策定時

(策定時の取組例)

関連部局との検討会議を開催	・ 計画策定時に環境、道路、観光、文化財、農業・林業、企画、商工などの関連部署を交えた検討会議を設けた。
関連部局へのヒアリング・アンケート	・ 計画策定時に、関連部署にヒアリングや説明、協議を行った。
庁内での説明会・勉強会	・ 職員を対象とした説明会や勉強会を開催した。
文化財部局との連携	・ 景観形成基準と文化的景観保存計画による修理・復旧基準と修景基準を連携させて、良好な景観の保存、活用を図っている。

運用時

(運用時の取組例)

関連部局との連絡会議を開催		・ 庁内の連絡会議を開催し、関係部署で相談事項を共有化している。 ・ 届出案件は関係部署との合議体制としている。
関係部局間で相談事項をその都度共有		・ 事前相談があった案件は、その都度関係部署間で情報を共有し、意見を求めたり届出漏れを防いだりしている。（地区計画、屋外広告物、開発許可等） ・ 開発許可や建築確認の申請ほか、緑化の申請や農地転用などの情報を確認し、景観計画の届出対象行為に該当するものを確認している。
各部局との連携	文化財関連	・ 景観形成区域のうち、すでに重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観等に選定されているエリアについては、担当する文化財部局や観光部局との情報、窓口の一本化、合議体制の実施。
	屋外広告物関連	・ 景観計画と屋外広告物の届出の窓口業務を一元化している。 ・ 景観計画の届出書と屋外広告物の許可申請書を一本化している。 ・ 屋外広告物許可申請の担当部局と連携し、屋外広告物の許可申請制度の中でデザインについて協議できる制度を設けている。
	開発関連	・ 開発指導要綱の基準と景観形成基準を連携させ、より早い段階で事業者と協議できる仕組みとしている。
	再生可能エネルギー発電施設関連	・ 再生可能エネルギー発電施設においては、窓口を一本化し、関係各課へ関係法令等の確認を依頼している。
公共事業	事前協議	・ 公共施設等の新築・改築・増築の際には、関連部署による事前相談・協議を徹底している。
	連絡会議	・ 必要に応じて公共施設の景観誘導にかかる関連部局との会議を開催している。
	景観ガイドライン	・ 公共施設の整備に対する景観への配慮事項を示した、公共施設の景観形成ガイドラインを策定している。 ・ 土木工事に対しても、ガイドラインを策定し、一定条件に該当する工事についてアドバイスを行っている。

景観重要公共施設に関する連絡会議を開催	・ 景観重要公共施設に関して、施設管理課と定期的な連絡会議を開催している。
職員の勉強会等の実施	・ 景観に関する意識啓発や知識の向上を図るため、定期的に技術職員向けに研修を開催している。 ・ 公共事業を実施する土木、建築関連部署に対して研修や説明会等により情報を提供している。
その他	・ 関連部局と連携して景観に関連するイベントを実施した。 例) * 景観部署と観光部署が連携し、景観形成と集客を目的としたイベントを開催した。 * 文化財部署とともに歴史的な建造物をめぐるまち歩きイベントを開催した。 * 教育委員会とともに、景観学習教室を共催した。 ・ 重点地区の指定にあたり、地区のまちづくりを主導する部署と景観担当者が、兼務体制をとり、連携強化を図っている。 ・ 観光、文化、教育、公共施設などが景観を担っていることを庁内に広めるために、景観形成行動計画を策定した。

※アンケート回答 321 自治体の回答を整理しています

⑤ 合併市町村における景観計画の策定

- ・市町村合併市における景観計画の策定において自治体が工夫した点としては、以下のようなものがあります。

検討時

- ・過去に合併があった市町村では、旧市町村の景観特性が市民、職員間で十分に共有されていない場合があるため、景観計画の検討・策定時に、「景観特性の把握」や「住民への説明」の方法を工夫している例が多くみられます。

（検討時の取組例）

景観特性の把握	・ 現地調査、住民ヒアリング、アンケートなどのきめ細かい基礎調査により旧市町村の景観特性を把握する。 例) ＊ 景観の基礎調査を旧市町村ごとに実施する。 ＊ 景観計画の検討委員による旧市町村の現地調査・住民ヒアリングを実施する。 ＊ 住民アンケート調査により景観特性や資源を把握する。 ・ 共通する景観特性を見出して市の一体感ある景観づくりを進める。 例) ＊ 住宅や街並み等で、共通しているデザインや素材をできるだけ見出した。
ワークショップ	・ ワークショップ等により旧市町村の景観特性を市民と共有する。 例) ＊ 景観計画の検討時に住民によるワークショップやまち歩きを開催し、旧市町村間の景観特性や資源の共有を図る。 ＊ ワークショップでは、各旧市町村からの参加者が偏らないよう、参加者をあらかじめ選出する。 ＊ 写真公募により、旧町村内の景観特性（自然・建造物等）を掘り起こした。
住民への計画案の説明	・ 旧市町村ごとに住民説明会を実施する。 ・ 写真等を多用しイメージを共有する。 例) ＊ 景観計画の素案等の説明会では、なじみの薄い旧市町村の景観がイメージしやすいように、写真等を多用する。

計画内容

- ・ 合併前の市町村で、育まれた景観やそれまでの景観まちづくりの進み方が異なる場合もあるため、旧市町村のエリアを意識した「景観計画区域の区分」とする例や、「都道府県計画をベースに景観計画を検討」する例などがあります。

（計画内容に関わる取組例）

景観計画区域の区分	・ 旧市町村の区域ごとに景観形成方針を設定する。 例） ＊ 景観形成方針・基準とは別に、旧市町村ごとの特色を活かす目標（景観推奨事項）を定める。（景観推奨事項は、旧市町村単位の住民ワークショップにて検討。勧告等の対象にはならないが、適合するよう指導が図られる。） ・ 旧市町村の区域ごとに行為の制限（届出対象規模や景観形成基準）を定める。 例） ＊ 全域の景観計画の中で、旧市町村単位で景観特性や景観形成方針、届出対象等をまとめた、「地域別景観計画」を作成する。
重点地区の指定	・ 旧市町村ごとに重点地区を指定する。
都道府県計画をベースに景観計画を検討	・ 都道府県計画を準用する。 例） ＊ 都道府県の景観計画をベースに計画を作成しつつ、独自の基準を付加する形で計画をまとめる。

策定後

（策定後の取組例）

普及啓発	・ シンポジウムや景観賞等の開催等により景観の重要性を共有する。
------	--

※アンケート回答 101 自治体の回答を整理しています

(2) 景観まちづくりの進捗や効果の測り方

1) 景観まちづくりに関する進捗や効果の評価・検証の実施状況

- ・景観政策に関する制度・事業の進捗や景観まちづくりの効果等について、自治体内で評価・検証等を行っているかを把握したところ、1割程度の自治体において景観に関する制度・事業の進捗や景観まちづくりの効果等について評価・検証を行っていることが分かりました。

■景観まちづくりに関する進捗や効果の評価・検証の実施状況（アンケート回答結果）

選択肢	回答数	割合
1. 行っている（予定含む）	232	（ 13.3% ）
2. 行っていない	1505	（ 86.0% ）
無回答	13	（ 0.7% ）
合計	1,750	（ 100.0% ）

2) 景観まちづくりの進捗や効果に関する評価・検証の指標や内容

- ・景観政策に関する制度・事業の進捗や景観まちづくりの効果等を検証する指標や内容について、i「制度や事業の進捗調査」、ii「住民や地域への直接的・間接的効果の評価」、iii「定点観測」、iv「その他」の別に整理しました。

i 制度や事業の進捗評価

- ・景観政策に関する制度・事業の進捗を評価・検証する方法としては、届出件数を把握したり、景観に関する指導の効果を検証するなど、景観計画の運用実績を確認している例や、景観計画以外も含めた行政の景観まちづくりの実績や、住民の景観まちづくりの取組状況について検証している例があります。

（評価指標・方法の例）

景観計画の 運用実績	届出等の件数	・景観計画に基づく届出の件数 ・景観地区における認定申請の件数 ・景観計画の重点地区における届出の件数 ・屋外広告物条例に基づく許可申請の件数
	重点的に景観形成に取り組む地区の数	・重点的に景観形成に取り組んでいる地区（景観地区、景観計画の重点地区など）の数
	指導、誘導、協議等の実施件数・内容	・外部のアドバイザーを活用した景観誘導・協議の実施回数 ・専門家による審査会やデザイン会議への開催件数 ・違反屋外広告物の是正件数 ・届出内容の変化などから、景観に関する指導や誘導の効果が実際に現れているかどうかを検証
景観まちづくりの取組実績	地方公共団体が実施する景観まちづくりに関する事業の実施	・修景事業の実施件数 ・普及啓発事業（まち歩き、勉強会等）の参加者数 ・景観計画の実行計画やアクションプランを策定し、進捗評

	件数・内容	価を実施 ・毎年度、事業の具体的な実施内容や成果について確認
	補助・助成の実績	・修景や歴史的建造物保全に対する補助や助成の実績
住民の景観まちづくりの取組状況	景観形成に取り組む団体の数	・景観まちづくりや清掃活動などに取り組む団体の数
	景観協定等の件数	・景観協定の認定件数
景観行政団体の数 (都道府県のみ)		・都道府県下の景観行政団体の数 ・景観計画策定市区町村数
その他		・住民アンケートの結果 ・宅地の利用率 ・住宅着工の動向 ・条例に適合している屋外広告物の割合

ii 住民や地域への直接的・間接的効果の評価

・景観まちづくりの直接的・間接的効果の評価・検証としては、住民への効果として、住民の満足度や意識、住民主体の活動、普及啓発事業への参加度合いを測っている例や、地域への効果として、観光客数などを定量的に計測している例があります。

(評価指標・方法の例)

住民	住民の満足度、意識、施策認知度	・住民の景観に対する満足度 ・景観形成の必要性に対する意識 ・景観施策に対する認知度 ・住民に「好きだと思う景観」を具体的に聞く
	住民主体の活動やイベント	・住民主体で実施する活動（景観づくり、清掃等）の実施回数、参加者数
	普及啓発事業への参加度合い	・普及啓発事業（まち歩き、勉強会等）の参加者数
地域	人の数 (観光客、人口など)	・観光客数 ・イベントの来場者数 ・歩行者通行量 ・移住者数
	経済的指標	・空店舗率 ・不動産価格、地価

iii 定点観測

- ・景観まちづくりの進捗や効果を検証するにあたり、景観そのものの変化を確認する方法として、以下のような例があります。

（評価方法の例）

定点観測の実施	・決まった地点で定期的に（１年ごと、５年ごと、１０年ごと等）写真を撮影し、景観を記録・比較 ・景観審議会の中で、委員と現地視察を実施し、建築物や屋外広告物の更新状況、基準適合状況について検証
建設前後の比較	・建築物や工作物の建設前後、屋外広告物の設置前後の景観の変化を写真によって比較し検証 ・届出や許可申請にかかる行為の完了届出を提出してもらい、検証
その他	・重要文化的景観の重要な構成要素について個票を作成し、専門家による評価を実施

iv その他

- ・その他、以下のような評価・検証の例があります。

（評価方法の例）

専門家等による評価	・景観審議会やアドバイザーといった形で、学識経験者などの専門家や、景観づくりに関係する団体などから景観施策について意見を聴取
内部で評価・検証	・庁内の連絡会議で景観に関する課題を抽出 ・関係部署による景観形成の取組について状況報告を受ける
協議案件の検証	・景観に関する協議を行った案件について、完成後の状況を確認・検証
景観計画の見直し	・策定時に予測が困難であった項目を追加 ・重点的に景観形成に取り組む地区を新たに指定 ・届出要件（延床面積、高さ等）を検証
その他	・市民公募委員を中心とした景観市民会議を開催し、景観まちづくりの評価・検証を実施 ・国土交通省の実施する都市景観大賞に応募 ・市の公共事業全般において景観に関する監修を行う景観専門監の協議件数で評価 ・立地適正化計画に基づく「居住誘導区域内の人口密度」の推移で評価

景観計画の策定・改定や景観まちづくりの質向上について
お困りごと等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

＜問い合わせ先＞

名称	電話番号
国土交通省都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111(代表) 03-5253-8954(直通)
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311(代表) 011-738-0234(直通)
東北地方整備局 建政部 計画管理課	022-225-2171(代表)
関東地方整備局 建政部 計画管理課	048-601-3151(代表) 048-600-1905(直通)
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	025-280-8880(代表) 025-370-6571(直通)
中部地方整備局 建政部 計画管理課	052-953-8119(代表) 052-953-8571(直通)
近畿地方整備局 建政部 計画管理課	06-6942-1141(代表) 06-6942-1051(直通)
中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	082-221-9231(代表) 082-511-6176(直通)
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	087-851-8061(代表) 087-811-8314(直通)
九州地方整備局 建政部 計画管理課	092-471-6331(代表) 092-707-0186(直通)
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031(代表) 098-866-1910(直通)